

第3次 にしろろ定住自立圏共生ビジョン

令和5年3月

小林市・えびの市・高原町

目 次

第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項	1
1 定住自立圏の名称	1
2 定住自立圏の構成市町	1
3 共生ビジョンの目的・役割	1
4 共生ビジョンの期間	1
第2章 圏域の概況	2
1 定住自立圏のこれまでの取組	2
2 圏域構成市町の概況	3
第3章 圏域の将来像	13
1 圏域の将来像	13
2 圏域の目標人口	13
3 圏域の課題と対応策（取組の方向性）	16
第4章 具体的な取組内容	26
1 具体的な取組内容の体系図	26
2 具体的な取組内容	27
資料	
1 にしもろ定住自立圏共生ビジョン策定経過	57
2 にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	58
3 「にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会」委員名簿	60
4 にしもろ定住自立圏形成推進協議会規約	61
5 にしもろ定住自立圏構想推進首長・議長会会則	64
6 中心市宣言	65
7 定住自立圏形成協定書（小林市・えびの市）	66
8 定住自立圏形成変更協定書（小林市・えびの市）	68
9 定住自立圏形成協定書（小林市・高原町）	74
10 定住自立圏形成変更協定書（小林市・高原町）	76

本 編

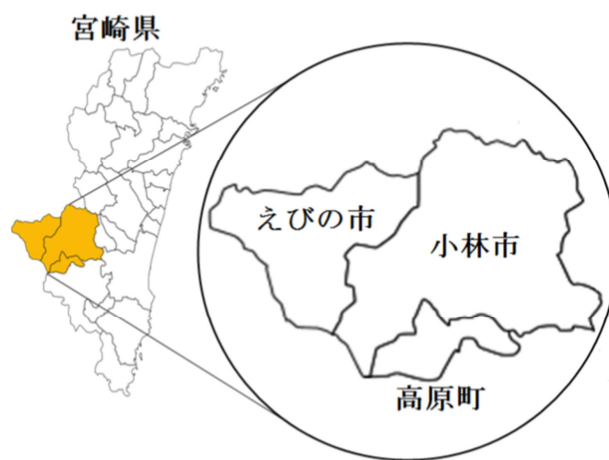
第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

1 定住自立圏の名称

にしもろ定住自立圏

2 定住自立圏の構成市町

小林市・えびの市・高原町



3 共生ビジョンの目的・役割

定住自立圏構想は、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、生活に必要な都市機能を擁する中心市とその中心市が行った中心市宣言に賛同した連携市町村で形成される圏域において、中心市と連携市町村が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

本ビジョンは、安心・快適に暮らせる圏域の形成に向けて、中・長期的な視点から、めざす将来像を定めるとともに、その実現のために必要な具体的取組を示すものです。

4 共生ビジョンの期間

本ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、毎年度所要の変更を行うものとします。

第2章 圏域の概況

1 定住自立圏のこれまでの取組

《中心市宣言》

小林市では、平成23年5月からえびの市及び高原町との間で連携の可能性等について協議を進め、平成24年3月16日に圏域の中心的な役割を担う意思を有することを明らかにする「中心市宣言」を行いました。

《定住自立圏形成協定》

平成24年4月に圏域市町で構成する小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会を設置し、連携する項目等について検討・協議を行い、各市町議会での議決を経て、平成24年10月1日に小林・えびの・高原定住自立圏形成協定合同調印式を実施し、定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。

その後、にしもろ定住自立圏形成推進協議会に名称を変更しました。

にしもろ定住自立圏共生ビジョンの計画期間の5年が経過した平成29年に本協定書に規定している連携する項目等について見直しを行い、同年12月に連携する項目等の変更について、各市町議会での議決を経て、平成29年12月27日に定住自立圏形成変更協定を締結しました。

更に、令和4年には、本協定書に規定している連携する項目等について再度見直しを行い、同年12月に連携する項目等の変更について、各市町議会での議決を経て、令和5年1月27日に定住自立圏形成変更協定を締結しました。

2 圏域構成市町の概況

(1) 構成市町の地勢・沿革

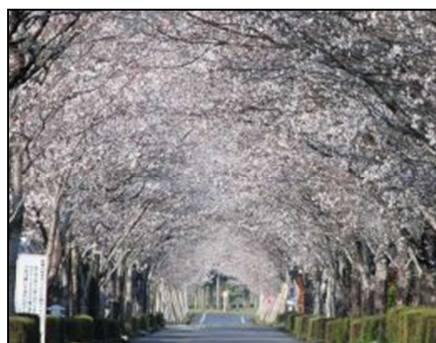
① 小林市

小林市は、平成 18 年 3 月に旧小林市と旧須木村が合併して誕生し、平成 22 年 3 月に旧野尻町と合併し現在に至っています。南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置しており、人口 42,620 人（令和 4 年 9 月 1 日現在）、面積 562.95 km²の都市です。

地形的には、霧島山系を代表する名峰韓国岳や高千穂峰、これらを源とする豊富な湧水やジオサイト、緑豊かな高原と湖、清らかな溪流美を誇る河川とその流域に広がる優良農地など豊かな自然に恵まれており、未来に残すべき美しい自然景観を有しています。

産業は、伝統的に農業を中心に発展してきました。日本一と評価の高い肉用牛などの畜産のほか、米、野菜などを生産し、南九州の食料基地としての役割を担うとともにキンカン、ブドウ、梨、メロン、完熟マンゴー、栗、ゆずなどの多様な特産物を産出しています。

また、霧島山や生駒高原、出の山公園、三之宮峡、すきむらんど、のじりこびあなどの観光地、農山村としての景観や湯量が豊富な温泉等、多様な交流を促進する資源が多彩な都市です。



② えびの市

えびの市は、昭和 41 年に飯野町、加久藤町、真幸町の 3 町合併によりえびの町として誕生し、昭和 45 年に市制を施行し現在に至っています。

位置的には、宮崎県、熊本県、鹿児島県 3 県の県境、宮崎県の最西端にあり、人口 16,977 人（令和 4 年 9 月 1 日現在）、総面積 282.93 km²の都市です。

地形的には、北部の矢岳高原、南部のえびの高原や韓国岳など、多くの山々や高原に囲まれています。中央部の盆地は約 34 万年前の大噴火でできた加久藤カルデラにより形成されており、のどかな田園地帯の中を県内では唯一西流する川内川が悠然と流れています。

産業は豊かな自然を生かした農業を中心に発展し、中でもえびの産の米は質・量ともに県内一を誇ります。また、農業と並ぶ産業である畜産業は、日本一の栄養に輝いた宮崎牛をはじめとして、南九州における一大産地として発展

しています。今後は、南九州の各拠点都市を結ぶ中心都市としての優位性を活かし、えびのインター産業団地への企業立地を推進し、雇用の拡大や地域の活性化に繋がることが期待されています。

さらに、日本ジオパークに認定されている霧島ジオパーク内にあるえびの高原をはじめ、県内随一の温泉郷である京町温泉やクルソン峡などの魅力ある資源を数多く有している都市です。



③ 高原町

高原町は、昭和9年10月5日に町制を施行し、人口8,386人（令和4年9月1日現在）、面積は85.38㎏の町です。県の南西部に位置しており、地形は、霧島火山の影響により起伏が多く、可住地の大半を占める平野部の標高は約179～230mの高台に位置します。

高千穂峰や矢岳など緑豊かな山々や火口湖として有名な御池、その周辺の野鳥の森、そして霧島山から豊富な水が大小河川として流れていることから、水と緑に富んだ自然豊かな町としても知られています。

特に、高千穂峰は日本最古の歴史書とされる「古事記」における「天孫降臨」の舞台といわれるほか、「日本書紀」に記された神武天皇ご生誕の地といわれています。

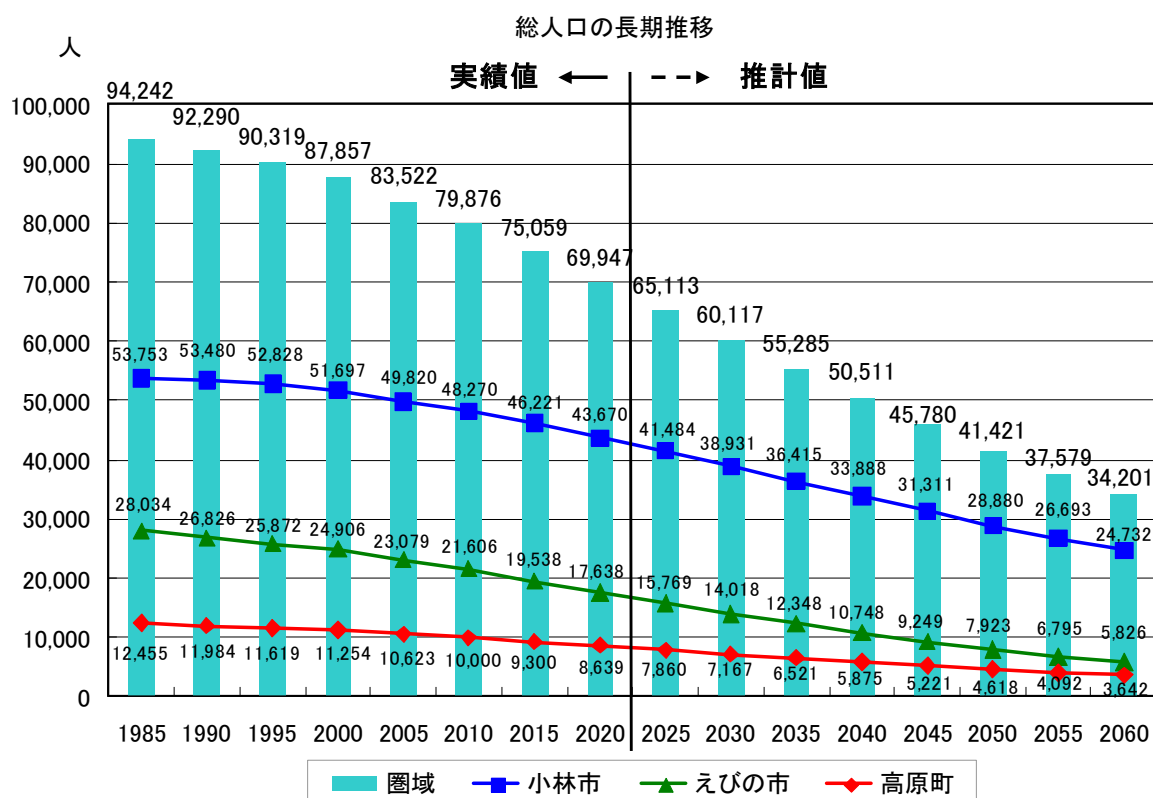
基幹産業は農業であり、畜産業の割合が高く、なかでも肉用牛の生産が盛んで、その肉質の良さは県内外でも高く評価されています。また、南九州3県を臨む交通アクセスのある宮崎フリーウェイ工業団地を有しています。



(2) 圏域の人口

① 総人口

- ・昭和 60 (1985) 年の 94,242 人をピークに減少が始まり、令和 2 (2020) 年には 69,947 人となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」という。) が平成 30 (2018) 年に公表している推計人口に基づく準拠推計によると、今後も人口減少は進展し、令和 27 (2045) 年には 45,780 人となる見込みです。また、平成 25 年 (2013) に公表された推計人口 (社人研) と比較しても人口減少のペースが早くなっています。



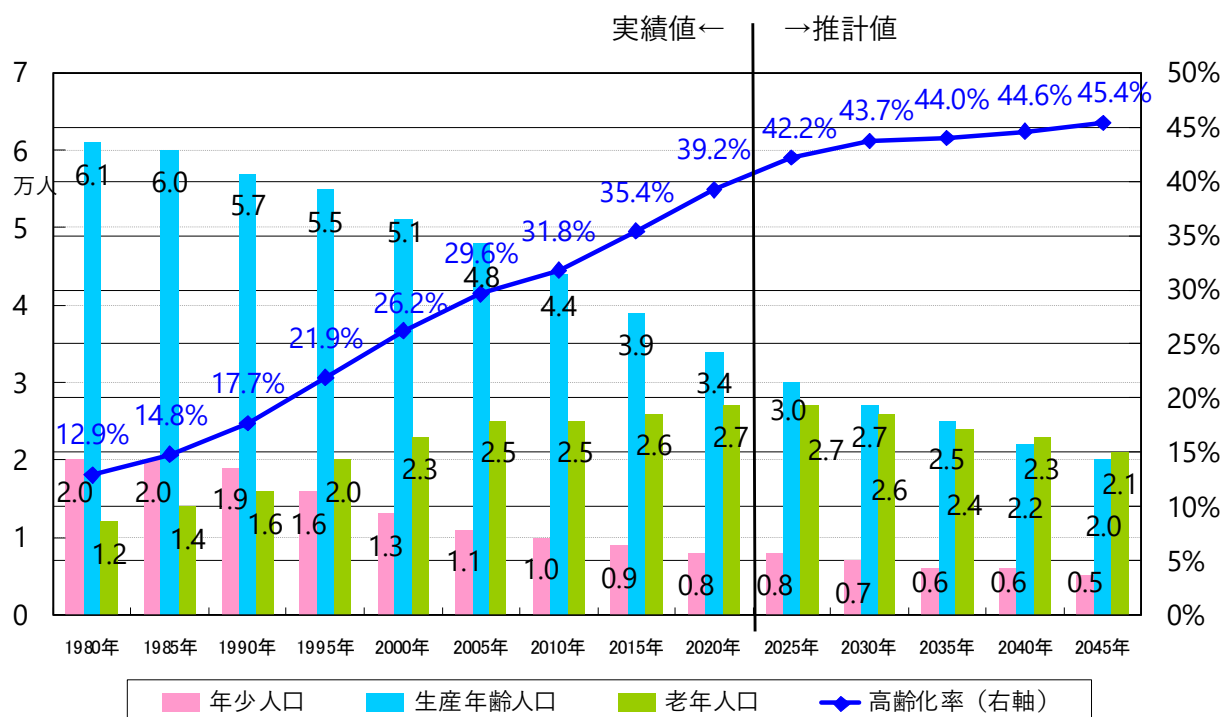
※ 各市町の「推計値」は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、人口動態率などの仮定値を当てはめて計算された値で、小数点を四捨五入している。そのため、各市町の推計値の合計と圏域の推計値が一致しない場合がある。

資料：国勢調査、将来人口推計 (社人研) より作成

② 年齢別人口

- ・年少人口（15歳未満の人口）は昭和55（1980）年に2.0万人でしたが、令和2（2020）年は0.8万人と半分以下に減少しています。令和27（2045）年にはさらに38.2%減少し0.5万人となる見込みです。
- ・生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）は、昭和55（1980）年の6.1万人から令和2（2020）年までに43.7%減少し3.4万人となっており、今後さらなる減少が続く見込みです。
- ・高齢化率（人口全体に占める65歳以上人口の割合）は、昭和55（1980）年に12.9%であったものが、令和2（2020）年には39.2%となっており、令和27（2045）年には45.4%（約2人に1人が65歳以上）に達する見込みです。

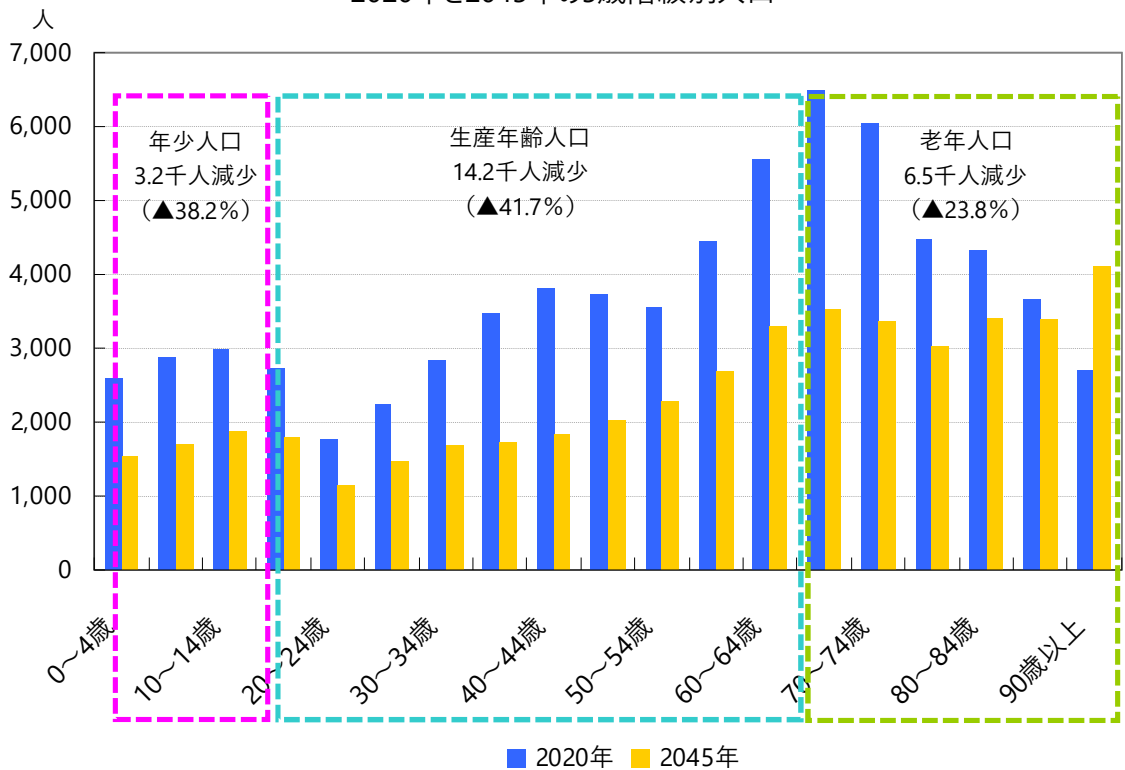
年齢3区分人口と高齢化の推移



資料：国勢調査、将来人口推計（社人研）より作成

- ・社人研が公表している推計人口データを用い、令和2（2020）年と令和27（2045）年を比較すると、年少人口が38.2%、生産年齢人口が41.7%、老年人口（65歳以上の人口）は23.8%それぞれ減少する見込みです。

2020年と2045年の5歳階級別人口

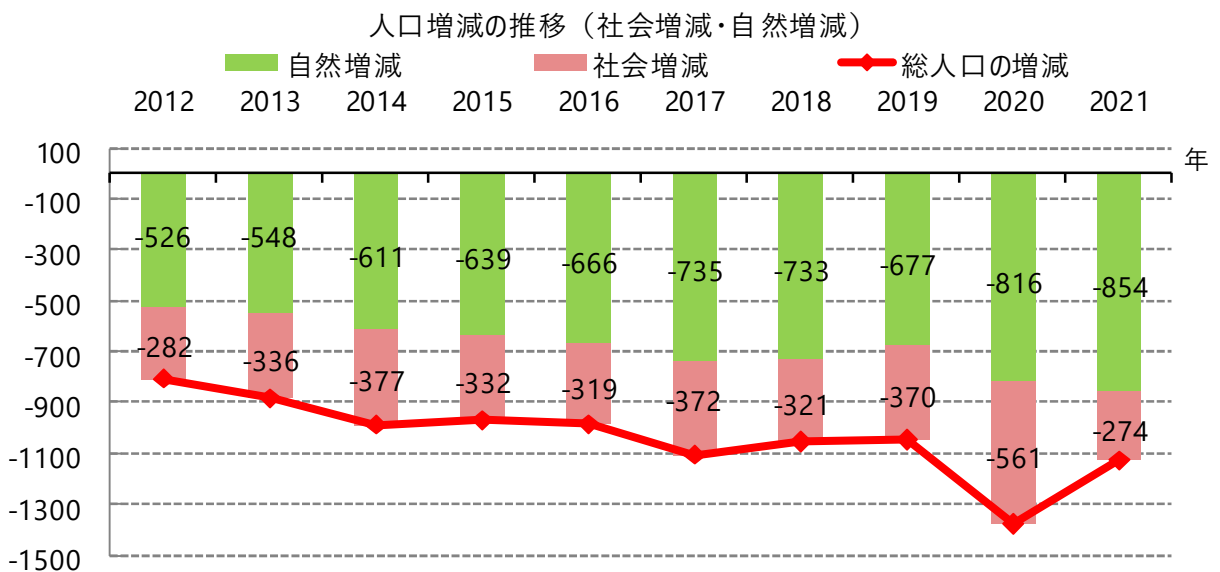


資料：将来人口推計（社人研）より作成

③ 人口動態

ア 社会・自然増減

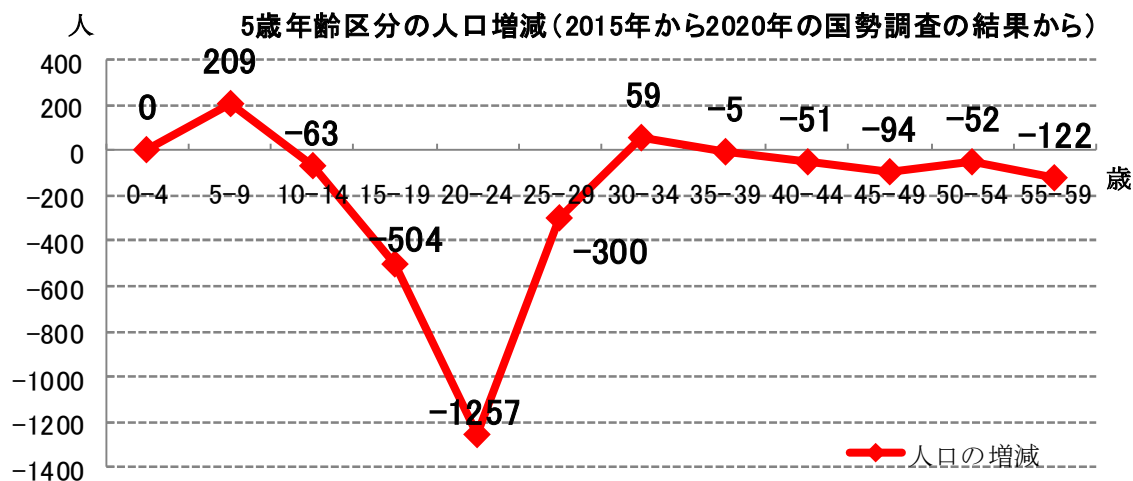
- ・人口動態について、社会増減・自然増減ともに減少幅が拡大傾向にあり、近年は毎年1,000人を超える人口減少が続いています。



資料：宮崎県現住人口調査（宮崎県統計調査課）より作成

イ 年齢別人口動態

- 平成 27 (2015) 年と令和 2 (2020) 年の国勢調査 5 歳階級別人口の結果から、5 年後の人口動態について試算してみたところ、特に 15 歳から 29 歳までの若者の流出が続いており、圏域人口の約 3 % (約 2,000 人) が就学・就職を機に圏域外に流出していると推察されます。

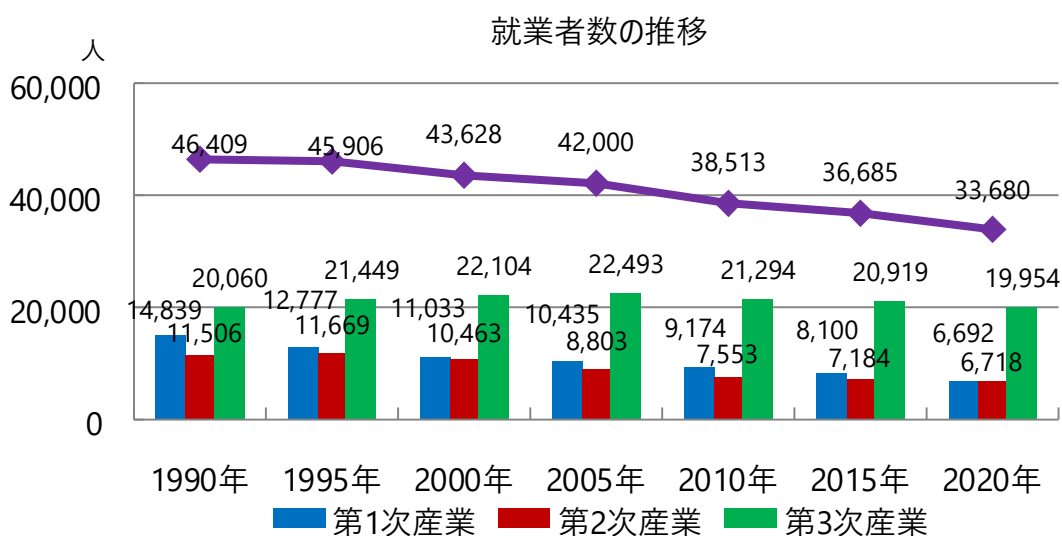


資料:国勢調査より作成

(3) 産業

① 就業人口

- 就業者総数は減少傾向が続いています。平成 2 (1990) 年には 46,409 人であった就業者数が、令和 2 (2020) 年は 33,680 人と、27.4%減少しました。特に第 1 次産業と第 2 次産業の就業者数の減少が顕著となっています。今後も生産年齢人口は減少すると推計されており、これに伴い就業者数も減少していくと予想されます。



※分類不能の産業を除くため、合計値が一致しない。

資料:国勢調査より作成

② 産業構造

- ・圏域内総生産の県内シェアは、6.0%で、産業別に見ると、第1次産業の県内シェアの割合が15.1%と第2次産業、第3次産業と比較すると高くなっています。

圏域内総生産（令和元年度）の概要

項目 (単位)	生産額 (億円)	構成比 (%)	県内シェア (%)
総生産	2,223	-	6.0
第1次産業	256	11.5	15.1
第2次産業	390	17.6	4.6
第3次産業	1,577	70.9	5.9

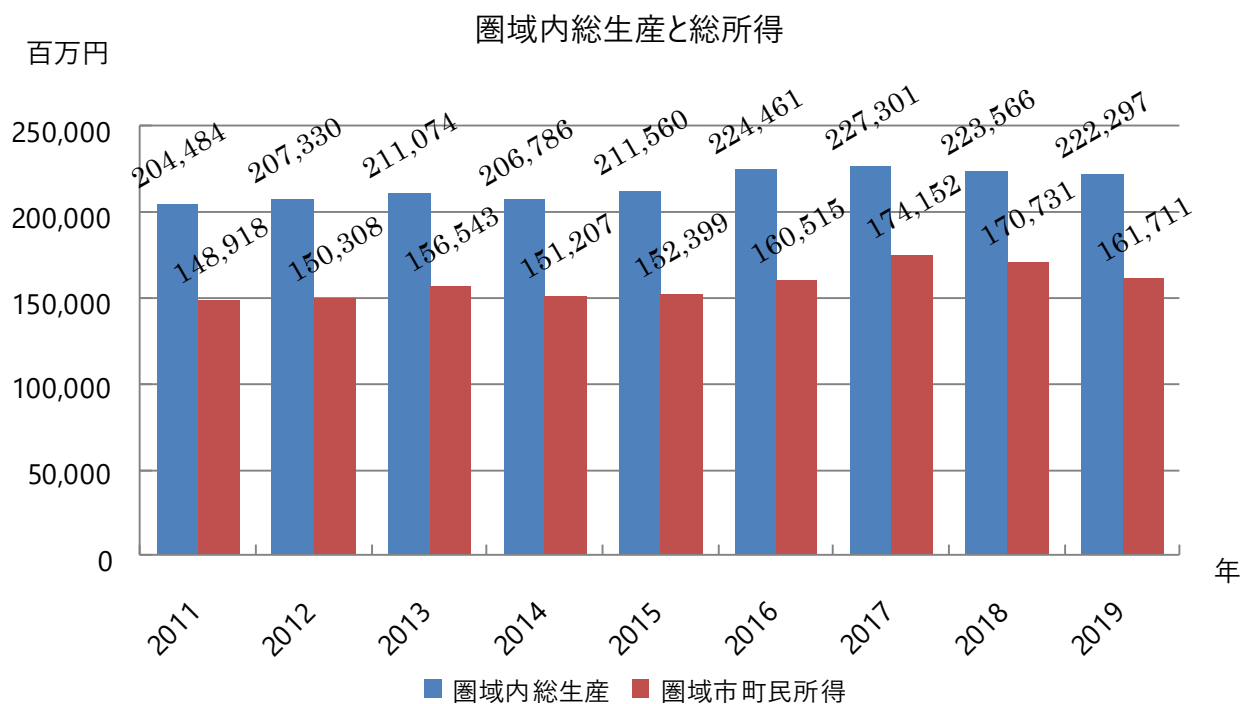
資料：宮崎県県民経済計算（宮崎県統計調査課）より作成

※「輸入品に課される税・関税等」を除くため、総生産額（合計値）が一致しない。

※「輸入品に課される税・関税等」を除くため、構成比の合計が100にならない。

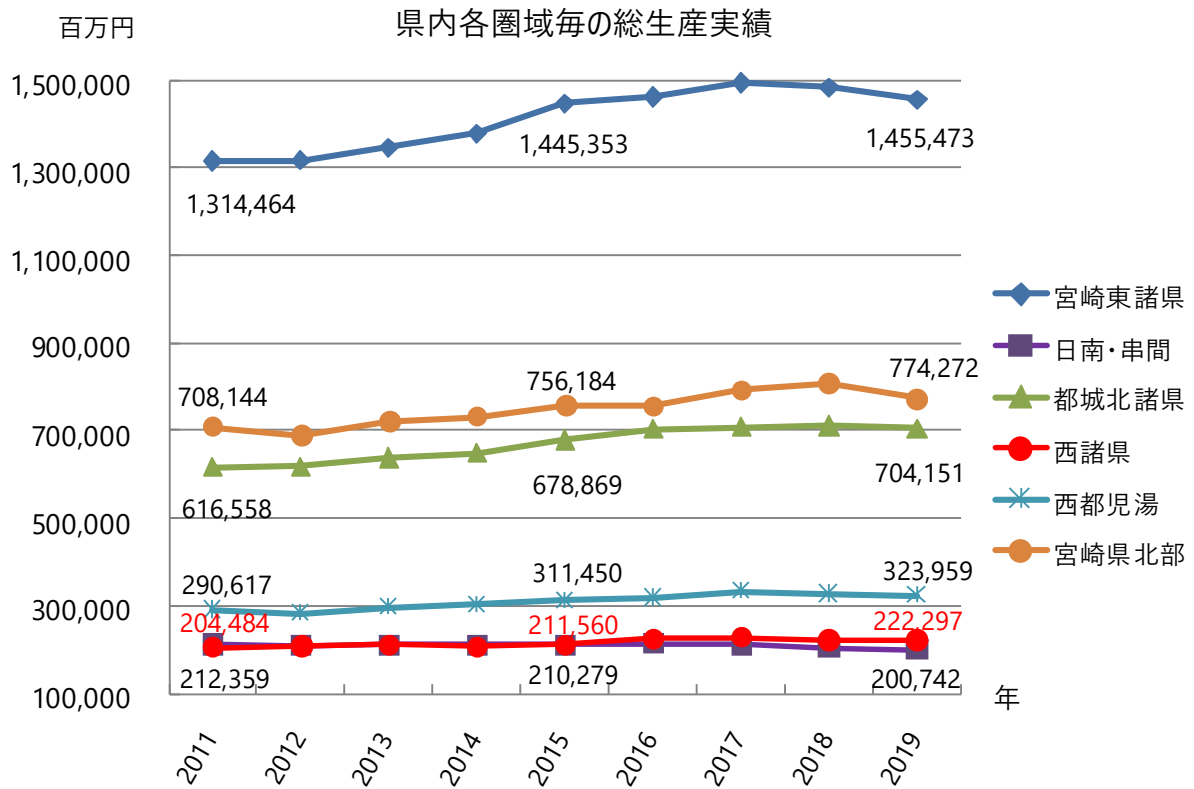
③ 総生産・所得

- ・圏域内総生産は、令和元（2019）年は約222,297百万円となっており、平成23（2011）年と比較して8.7%増加しています。
- ・圏域市町総所得は、令和元（2019）年は約161,711百万円となっており、平成23（2011）年と比較して8.6%増加しています。



資料：宮崎県県民経済計算（宮崎県統計調査課）より作成

- ・総生産について、県内の各圏域を比較してみると、宮崎東諸圏域が最も高く、西諸圏域は日南・串間圏域と並んで低い水準となっています。



資料：宮崎県県民経済計算（宮崎県統計調査課）より作成

(4) 社会基盤・市民生活

① 医療

圏域内の医療関係施設は99施設で、そのうち病院は15施設（精神 2施設、一般13施設）、一般診療所は54施設（有床 11施設、無床 43施設）、歯科診療所は30施設となっています。

医療関係施設、医師及び歯科医師

(単位：施設、人)

	医療関係施設				医師	歯科医師
	病院	一般診療所	歯科診療所	合計		
小林市	11	29	17	57	90	25
えびの市	3	18	10	31	30	15
高原町	1	7	3	11	9	4
合計	15	54	30	99	129	44

資料：令和3年度版 保健所業務概要（宮崎県小林保健所）より作成

圏域市町の救急告示病院の概要

名称	診療科名
小林市立病院	内科・循環器内科、糖尿病・内分泌内科、消化器外科・腫瘍外科、救急科・総合診療科、小児科、泌尿器科、整形外科、麻酔科、心臓血管外科、神経内科、産婦人科
園田病院	外科、内科、脳神経外科、循環器内科、呼吸器内科、放射線科、リハビリテーション科、神経内科
池田病院	脳神経外科、脊椎脊髄外科、内科、胃腸内科、リハビリテーション科、麻酔科
整形外科前原病院	整形外科、内科、胃腸科、放射線科、リウマチ科、リハビリテーション科
整形外科押領司病院	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科、一般内科
桑原記念病院	内科、循環器内科、心臓血管内科、胃腸内科、内視鏡内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器アレルギー内科、外科、大腸肛門外科、整形外科、リハビリテーション科
えびの市立病院	外科、内科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科
国民健康保険高原病院	内科、外科、リハビリテーション科

資料：各病院ホームページ

② 福祉

圏域内の主な福祉施設は、児童福祉施設が41施設、老人介護・福祉施設等が51施設、障がい者関連施設が68施設となっています。

主な福祉施設

(単位：施設)

区分	施設の種類	小林市	えびの市	高原町	合計	
児童福祉施設	保育所	13	6	4	23	
	認定こども園	11	4	1	16	
	児童館	2	-	-	2	
	計	26	10	5	41	
老人介護・福祉施設等	軽費老人ホーム	-	-	-	-	
	養護老人ホーム	1	1	1	3	
	特別養護老人ホーム	6	3	2	11	
	介護老人保健施設	4	1	-	5	
	介護療養型医療施設	2	1	1	4	
	有料老人ホーム	24	2	2	28	
	計	37	8	6	51	
障がい者福祉サービス事業所	訪問系サービス	10	1	2	13	
	日中活動系サービス	14	3	1	18	
	居住系サービス	6	2	2	10	
	障がい児通所事業所	児童発達支援	6	1	-	7
		放課後等デイサービス	11	1	1	13
		保育所等訪問	6	1	-	7
計	53	9	6	68		

資料：各市町福祉・介護担当課

③ 主な公共施設

圏域内の主な公共施設は、文化施設が12施設、体育施設が31施設となっています。

主な公共施設

(単位：施設)

区分	施設の種類	小林市	えびの市	高原町	合計
文化施設	文化会館等	2	1	-	3
	公民館	3	5	1	9
	計	5	6	1	12
体育施設	体育館	12	5	3	20
	陸上競技場	1	-	-	1
	野球場	6	1	1	8
	プール	2	-	-	2
	計	21	6	4	31

資料：公共施設状況調査より作成

第3章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

我が国の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況にあり、宮崎県の人口も、令和2（2020）年10月に実施された国勢調査では、前回調査の5年前に比べ約34,000人減少しています。

さらに、今後も年少人口や生産年齢人口の一層の減少が見込まれており、極めて早いスピードで人口減少・少子高齢化が進んでいくことが予想されています。

本圏域においてもその傾向は顕著であり、人口の減少による地域活力の低下が、圏域を構成するすべての市町にとって避けては通れない大きな課題となっています。

このため、今後予想される人口減少社会に対応し定住人口を確保するために、圏域の市町が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、圏域全体のさらなる活性化を図ることが重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症による人々の意識・行動変容を踏まえ、定住人口の確保だけでなく、圏域外に目を向け、多様な形で関わってもらえる関係人口の拡大を図っていくことが圏域の発展に向けては不可欠となります。そのためには、圏域が有する多様な地域資源や特性を十分に生かし、圏域に潜在している発展の可能性を着実に実現していくことが必要です。

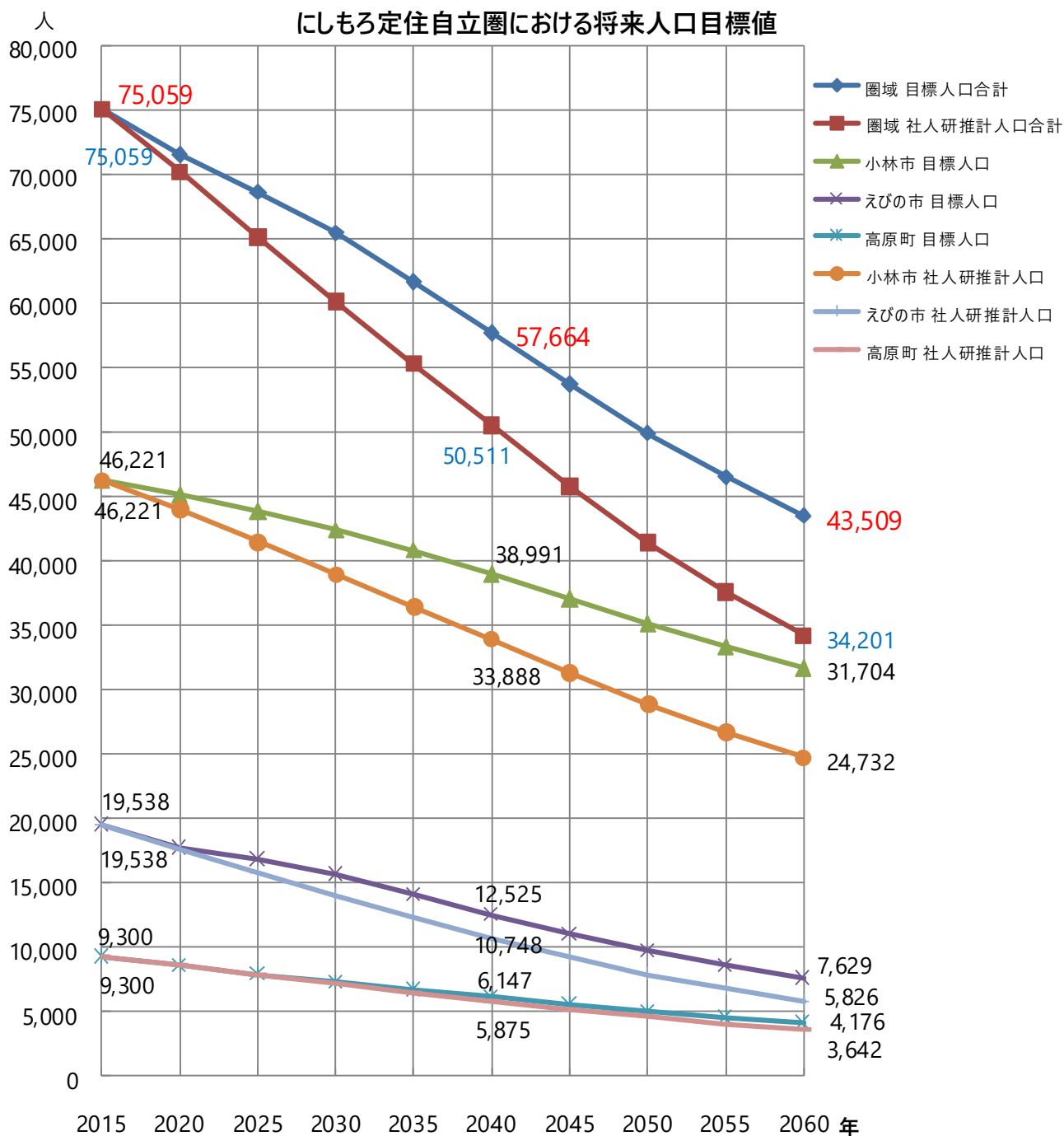
このような観点から、本圏域においては、圏域市町が様々な分野で相互に連携・協力することで、各自治体が共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられる「魅力ある住みよいまち にしもろ」を将来像として具体的な取組を進めていきます。

2 圏域の目標人口

社人研の平成30（2018）年推計によると、令和22（2040）年の圏域の推計人口は、50,511人となっており、さらに20年先の令和42（2060）年の人口予測は、34,201人まで減少すると推計されています。

西諸圏域においては、各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等にお

ける将来人口推計に基づき、令和22（2040）年の圏域目標人口を約58,000人、令和42（2060）年の圏域目標人口を約44,000人とし、圏域市町が連携して事業に取り組むことなどによって目標人口の実現を目指します。



資料：将来人口推計（社人研）
各市町「人口ビジョン」などより作成

(単位：人)

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
圏域	目標人口合計	75,059	71,489	68,595	65,423	61,662
圏域	社人研推計人口合計	75,059	70,191	65,113	60,117	55,285
小林市	目標人口	46,221	45,146	43,843	42,407	40,823
えびの市	目標人口	19,538	17,734	16,816	15,695	14,098
高原町	目標人口	9,300	8,608	7,935	7,321	6,740
小林市	社人研推計人口	46,221	43,969	41,484	38,931	36,415
えびの市	社人研推計人口	19,538	17,634	15,769	14,018	12,348
高原町	社人研推計人口	9,300	8,588	7,860	7,167	6,521

	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
	57,664	53,686	49,899	46,505	43,509
	50,511	45,780	41,421	37,579	34,201
	38,991	37,076	35,136	33,337	31,704
	12,525	11,050	9,740	8,606	7,629
	6,147	5,560	5,023	4,562	4,176
	33,888	31,311	28,880	26,693	24,732
	10,748	9,249	7,923	6,795	5,826
	5,875	5,221	4,618	4,092	3,642

- ※1 「目標人口」及び「社人研推計人口」は、各種条件を加味して算出している値で、小数点を四捨五入している。そのため、各市町の推計値の合計と圏域の推計値が一致しない場合がある。
- ※2 「目標人口」については、各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等における「人口の将来展望」や「施策効果を意識したシミュレーション」として推計された値を設定している。

3 圏域の課題と対応策（取組の方向性）

I. 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療・保健

圏域市町は、医療資源が少なく、休日等の急病診療や新興感染症を含む災害医療体制を維持・強化するために、多くの診療科で不足している医療従事者の確保が喫緊の課題です。特に、地域医療を維持するために公立病院は感染症対応等、重要な役割を担わなければなりません。安心して診療が実施・提供できる医療体制に満たない状況です。

また、健康寿命延伸のため、生活習慣病やがんの予防、早期発見、改善等を目的とした各種健康診査や検診を実施していますが、圏域市町は受診率が低く、今後、受診率の向上を図る必要があります。

さらに、自殺予防対策のため、圏域市町で相談体制及び啓発の事業連携を行っていますが、昨今の社会的不安からさらに効果を上げるべく取組を強化していく必要があります。

●主な対応策（取組の方向性）

①圏域医療体制の維持・強化

圏域市町の住民が安心して生活できるよう西諸医師会及び関係機関、市民活動団体等と連携して医療体制の維持強化を図ります。

②住民の健康増進に係る取組の推進

住民の健康増進と疾病の予防、保健サービスの充実を図るため、圏域市町で連携した取組を行います。

また、各種健（検）診等について、西諸医師会及び各医療機関の協力のもと、住民の健康意識と受診率の向上を図るとともに、自殺予防対策について、関係機関と連携して対策の強化を図ります。

重点取組
事項

(2) 子育て・介護・福祉

圏域市町では、子育て支援の充実に向けて各種事業に取り組んでいますが、核家族化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で、交流や活動が抑制され子育て世帯の孤立化が懸念されています。

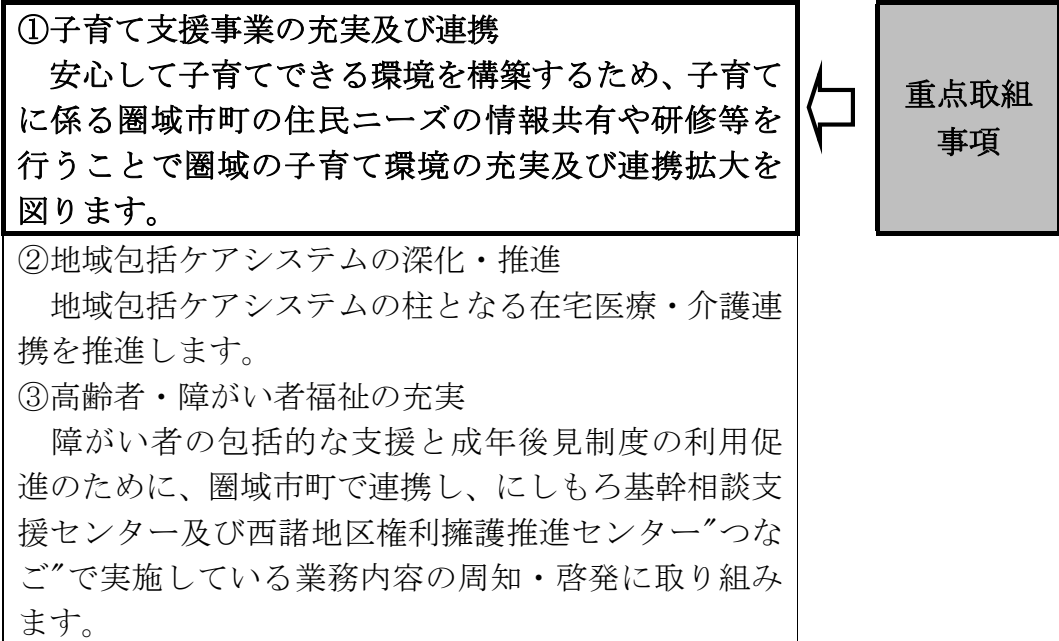
また、高齢期を迎えても、誰もが地域の中で健やかに安心して暮らし、自分の生き方を自分で決めることができ、たとえ介護が必要になっても、その人らしく生きることができる地域共生社会を実現する「地域包括ケアシステ

ム」を推進することが必要です。

さらに、圏域で設置したにしもろ基幹相談支援センターの利用促進、西諸地区権利擁護推進センター“つなご”を核とした、成年後見制度の普及啓発や相談体制の充実により、障がい者の自立・社会参加の促進や認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利や財産を守り、安心して暮らしていくことができる環境を整備することが必要です。

全ての人々が、これまで以上にいきいきと生活が送れるよう、圏域市町での連携を促進していく必要がありますが、その中でも、特に子育て分野においては、少子化が進展する現状において、圏域市町の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支援する観点から重点的に連携していく必要があります。

●主な対応策（取組の方向性）



(3) 文化芸術・教育

圏域市町には、有形・無形の貴重な文化財や伝統文化がありますが、その適切な保全、継承及び活用が課題です。

まずは、地域の文化財や伝統文化への理解を広め、郷土愛の醸成を図りながら地域づくりの推進にも活用していくことが必要です。

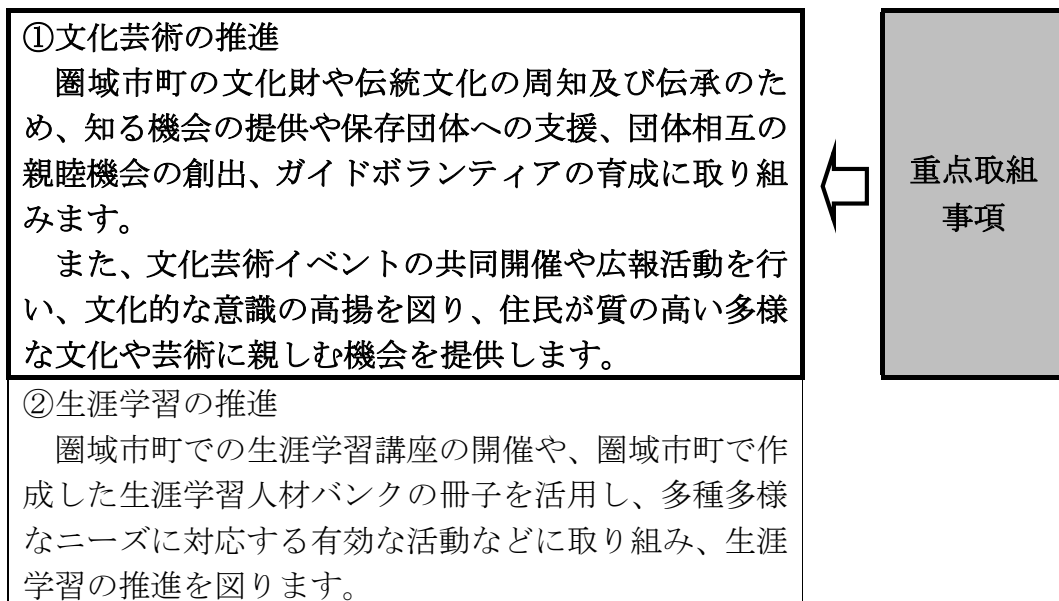
また、圏域市町間の文化会館等の施設の設置環境の差や、新型コロナウイルス感染症の影響による公演などの中止により、文化・芸術鑑賞等に触れる機会が減っているため、合同開催のイベント等を実施し、住民が質の高い文化や芸術に親しむ機会の提供や文化芸術活動の機会を創出することが必要です。

さらに、自発的な生涯学習活動を促し、生涯学習をきっかけとした生き

がづくり及び地域づくり、まちづくりの意識の向上を図り、その学習成果を地域づくりに活かすことでまちづくりを担う人材の育成につなげることが求められています。

広域的な生涯学習の開催や多種多様な講座の開催等により、選択肢を広げることで、社会参画や生きがいがづくりにつながる機会を提供することが必要です。

●主な対応策（取組の方向性）



（４）農林畜産業の振興

西諸畑地かんがい事業は、平成８年度に国営事業が採択（開始）され、平成２９年４月に通水し、令和元年度に国営事業が完了しました。また、県営事業では給水栓設置、散水器具導入、区画整理等を実施していますが、令和３年度末進捗率が面積ベースで約５５％、水利用可能面積は約４４％で、事業完了までには期間を要することが想定されています。

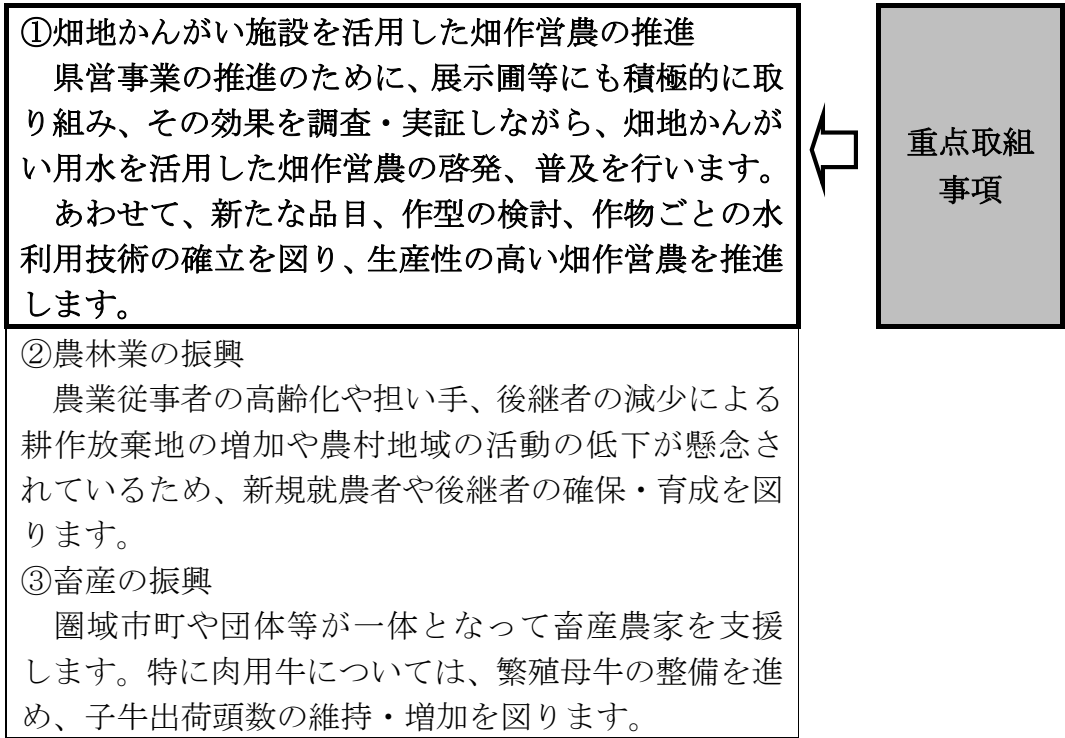
今後、計画的に県営事業を推進するためには、国の予算確保が重要です。また、新規採択にあたっては農家の高齢化や後継者不足等が課題となっており、厳しい状況ではありますが、一方では、農業の複合化・規模拡大も進んでおり、最先端技術の活用と農業の省力化も望まれているため、圏域市町での一体的な事業の推進が必要です。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、燃油価格及び農業資材等の高騰の影響を受けています。このため、国や県の事業を活用するなど必要な対策を実施し、営農継続と農家所得の向上を図る必要があります。

畜産については、昨今の社会変容に柔軟に対応するため、圏域市町や団体

等が一体となって、畜産農家を支援していく必要があります。特に肉用牛については、繁殖基盤の整備強化による飼養頭数の増加を目指し、新規種雄牛の造成、繁殖母牛の整備等の各種施策を進めていく必要があります。

●主な対応策（取組の方向性）



(5) 観光・商工業の振興

広域観光の推進は、各市町において地域観光DMOや地域商社を立ち上げるなど、観光による稼ぐ力を創出するための組織づくりが活発化しています。圏域外からの人の流れを戦略的に創出し、観光による地域づくりを実現するためにも連携が必要です。

体験型・滞在型観光の推進は、今後も課題解決に向けた圏域での連携が必要なことから継続した取組を行う必要があります。

企業誘致の推進は、情報交換を行うなどの取組が必要です。さらに働き手の創出に向けた新たな連携を行う必要があります。

物産品の認知度向上のために、これまで都市部で圏域市町合同のマルシェを開催してきました。圏域市町のPRや事業者の新たな販路拡大につながるなど有効な事業でしたが、コロナ禍もあり思うような開催が出来ていない状況です。

●主な対応策（取組の方向性）

①広域観光の推進

圏域の恵まれた観光資源を生かし、観光による“稼ぐ力”を創出し、戦略的な観光地域づくりを実現するため、広域観光推進体制の活性化を推進します。

②雇用の場の創出

働き手の創出に向け、圏域市町内の雇用の場を広く周知し、起業や事業承継などの相談窓口の連携を図ります。

③圏域物産品の認知度向上の取組の推進

物産品の認知度向上のため、都市部でのマルシェ（観光物産展）を開催します。

重点取組
事項

（6）防災

非常時の通信手段として衛星電話を圏域市町で保有し、連携して定期的な伝達訓練を実施しているところですが、更なる情報収集・伝達手段の確立が必要です。

また、資機材・備蓄等の整備については、西諸広域消防本部で年次計画に基づく整備を行っているところですが、引き続き圏域市町で連携した取組により、災害時に備える必要があります。

●主な対応策（取組の方向性）

①防災体制の整備

圏域市町・西諸広域消防本部における情報収集、情報伝達手段の確立及び資機材・備蓄等の整備を図ります。

重点取組
事項

（7）環境

一般廃棄物の一部処理（プラスチック容器包装廃棄物の処理）を小林市の清掃工場内で共同により行っています。施設整備後18年が経過し、処理を継続・維持するため、施設・設備の整備を行う必要があります。

●主な対応策（取組の方向性）

①一般廃棄物処理の共同処理の維持

小林市において、プラスチック容器包装廃棄物の共同処理を継続しつつ、老朽化する施設・設備の年次的な整備を図ります。

(8) 人権・消費者保護

人権については、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなくその個性と能力の発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指した取組が必要となっています。また、人権上の女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等に加え、SNSやインターネット上での誹謗中傷、LGBTQ等の人権問題もあるため、圏域での学習機会の提供や広報及び啓発の連携が必要です。

消費者保護については、高齢者や若者を狙った不当・架空請求やインターネットによる詐欺、通信販売、家屋の点検、リフォーム商品等、消費生活上のトラブルは多様化・複雑化し、圏域市町においても相談が絶えない状況です。特に、令和4年4月から成年年齢が18歳に引下げになったことにより、若い世代の消費生活上のトラブルが懸念されることから、消費者が安心して安全な消費生活を送れるよう、消費者の保護とともに、自立する消費者育成を目指して消費者保護対策を圏域で連携して推進していくことが求められています。

●主な対応策（取組の方向性）

①男女共同参画社会の推進や人権啓発に関する連携

男女共同参画及び人権啓発において、圏域市町が開催するイベントやセミナーを圏域全体へ周知し、多様性社会の実現に向けて、連携を図ります。

②消費者保護対策の強化

圏域市町で共同設置している西諸県地域消費生活相談窓口の相談体制の充実を図ることにより、消費者保護の強化を図ります。

Ⅱ. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

バス路線は、国庫補助制度（地域間幹線バス路線への補助）や宮崎県の補助制度（広域的コミュニティバス路線への補助）を活用しながら、継続的に運行事業者への支援を行い、路線の維持・存続を図っています。しかし、少子高齢化や人口減少が進み、利用者の減少が続いている中で、コロナ禍における外出自粛等の影響が拍車をかけ、路線の維持・存続が非常に困難な状況にあります。

鉄道路線は、沿線市町で構成するJR吉都線利用促進協議会において、関係機関等と連携して路線の維持・存続に向け、利用促進、情報発信、要望活動、観光列車誘致等に取り組んでいます。しかし、近年の豪雨災害等による鉄道網への甚大な被害や新型コロナウイルス感染症の影響によって利用者が減少しています。また、JR九州においては経営改善のため、平成30年のダイヤ改正による大幅な減便、令和4年3月の駅営業窓口の無人化・営業時間の短縮の実施を余儀なくされており、利用者の利便性の低下や駅周辺地域の衰退、ひいては路線の維持・存続が懸念される状況にあります。

●主な対応策（取組の方向性）

①生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化

バス路線は、維持・確保のための運行事業者への支援に加え、圏域市町及び運行事業者との連携による、利用促進のための取組等によりバス利用者の拡大を図るとともに、路線の持続性を高めるため、運行回数や運行時間の見直しなど運行効率化を図ります。

鉄道路線は、JR吉都線利用促進協議会を中心に、沿線市町で連携した事業などに強力的に取り組むことで利用者の増加を目指し、JR吉都線の維持・存続を図ります。

重点取組
事項

(2) 移住促進・少子化対策

移住促進については、圏域各自治体に寄せられている移住相談の内容として、圏域市町のいずれかへ移住を検討している相談も寄せられていますが、単独自治体だけの魅力発信では、移住希望者に情報が充分に行き届いていない状況にあります。

また、これまで実際に移住した方々の実績等、移住希望者が聞いてみたい内容等をまとめた情報発信を行うことで、移住希望者への訴求力を向上する

必要があります。

少子化対策については、急速な少子化の進行が、人口減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、経済規模の縮小、現役世代の負担の増加、地域コミュニティの機能低下など社会経済に多大な影響を及ぼします。

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況等、様々な要因が複雑に絡み合っていますが、特に出会いの機会は、コロナ禍での行動制限の影響等もあり減少傾向となっていることから、積極的に創出していく必要があります。

●主な対応策（取組の方向性）

①移住定住の促進

圏域市町への移住を促進するため、都市部で圏域市町合同の移住相談会を開催します。開催にあたっては、各市町及び県のメディアツールなどを活用し事前に情報発信を行います。

また、設定したセミナーのテーマ内容に沿って講師を招聘し、仕事・暮らし・子育て情報などの各種支援情報を必要とする移住希望者などに適切に提供（案内）します。

②少子化対策の推進

コロナ禍の中で減少している、出会いの場を創出するイベントを開催し、少子化の進行を遅らせ、人口減少の抑制を図ります。また、経済活動の活性化にも寄与します。

重点取組
事項

Ⅲ. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 圏域市町における人材の育成

人材育成分野については、社会状況の変化により周辺自治体等との連携・協働の必要性が高まっている状況であり、多様な主体と連携・協働し、地域の課題解決に取り組む職員の育成を図る必要があります。

圏域の各自治体においては、個々の能力向上のために研修等実施に取り組んでいるところですが、職員間での関係構築も必要です。

圏域市町の連携を一層緊密にする契機ともなり、相互に啓発しあう機会の提供の場として重点的に連携していく必要があります。

●主な対応策（取組の方向性）

①圏域職員の人材育成の推進

圏域市町で共通する人材育成について、職員の資質向上を目的として、各圏域市町持ち回りで「研修テーマの設定、講師の手配等」を行う西諸合同研修を実施し、研鑽を図るとともに、圏域市町職員の親睦を深めます。

また、圏域各市町で実施する独自研修の一部で他圏域市町職員枠を設け、相互に様々な内容の研修を受講できることで、効率的な職員研修の実施と職員の資質向上を図ります。



重点取組
事項

(2) 地域づくりに資する人材育成

人口減少や少子高齢化が急速に進む中で、協働によるまちづくりの推進は必要不可欠です。

協働のまちづくりを推進するには人材力が必要であり、これを最大限に発揮させるためにはリーダーの育成が重要です。

これまで、圏域市町毎に市民活動支援センター等が主体となり、講演会や各種研修会等を実施していますが、参加者が固定化されたり減少傾向にある状況です。

今後は、圏域市町でこれらの講習会や各種研修会等の情報を共有するとともに、相互参加を可能にするなど、受講の機会の確保や内容の多様化・充実を図ることが必要です。

● 主な対応策（取組の方向性）

① 地域づくりリーダーの育成

圏域で開催する講演会や研修会等について、圏域で情報共有し、相互参加を可能にするなど受講の機会を確保します。

また、受講内容の多様化を図り、リモート形式での開催方法を取り入れるなど、受講者数の増加を図り、圏域で活躍する人材の発掘、育成に努めます。



重点取組
事項

第4章 具体的な取組内容

1 具体的な取組内容の体系図

政策	分野	取組事項	具体的な取組	
I. 生活機能の強化	(1) 医療・保健	①圏域医療体制の維持・強化	ア 西諸医療圏医療体制構築事業 イ 地域医療従事者育成確保推進事業	
		②住民の健康増進に係る取組の推進	ア 予防接種・個別健（検）診体制強化事業 イ 自殺予防対策事業	
	(2) 子育て・介護・福祉	①子育て支援事業の充実及び連携	ア 地域子育て支援センター事業	
		②地域包括ケアシステムの深化・推進	ア 在宅医療・介護連携推進事業	
		③高齢者・障がい者福祉の充実	ア 高齢者・障がい者相談支援事業	
	(3) 文化芸術・教育	①文化芸術の推進	ア 文化財保存・活用事業 イ 文化芸術・芸能普及事業	
		②生涯学習の推進	ア 生涯学習推進事業	
	(4) 農林畜産業の振興	①畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進	ア 県営土地改良事業 イ 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
		②農林業の振興	ア 農業経営の世代交代対策事業	
		③畜産の振興	ア 肉用牛振興対策事業	
	(5) 観光・商工業の振興	①広域観光の推進	ア 広域観光連携組織体制づくり事業 イ 北きりしま田舎物語推進事業 ウ スポーツ大会・合宿等推進事業	
		②雇用の場の創出	ア 起業、事業承継等相談窓口連携事業 イ 応募前ジュニアワークフェアの開催	
		③圏域物産品の認知度向上の取組の推進	ア マルシェの開催	
	(6) 防災	①防災体制の整備	ア 防災情報伝達システム等管理事業 イ 広域的資機材・備蓄等整備事業	
	(7) 環境	①一般廃棄物処理の共同処理の維持	ア プラスチック容器包装廃棄物の共同処理事業	
	(8) 人権・消費者保護	①男女共同参画社会の推進や人権啓発に関する連携	ア 男女共同参画及び人権啓発イベント開催事業	
		②消費者保護対策の強化	ア 消費者保護対策事業	
	II. 結びつきやネットワークの強化	(1) 地域公共交通	①生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化	ア 路線バス運行支援・利用促進等事業 イ 吉都線利用促進協議会運営事業
		(2) 移住促進・少子化対策	①移住定住の促進 ②少子化対策の推進	ア 都市部でのPR・相談会事業 ア 出会い創出事業
	III. 圏域マネジメント能力の強化	(1) 圏域市町における人材の育成	①圏域職員の人材育成の推進	ア 職員合同研修事業
		(2) 地域づくりに資する人材育成	①地域づくりリーダーの育成	ア 地域づくりリーダー育成事業

※ **■**については、重点的に取り組むもの

※取組事業数：22取組31事業（うち重点的に取り組むもの：11取組18事業）

2 具体的な取組内容

I. 生活機能の強化に係る政策分野

分 野	(1) 医療・保健			
取組事項	①圏域医療体制の維持・強化			
協定の 内容	【取組内容】 圏域住民が安心して暮らすことができるよう、医療体制の維持・強化について、甲と乙が連携して事業等を行う。			
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域医療体制の維持・強化に必要な事業等及び支援を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域医療体制の維持・強化に必要な事業等及び支援を行う。			
具 体 的 な 取 組	符号	事 業 名		
	ア	西諸医療圏医療体制構築事業		
	イ	地域医療従事者育成確保推進事業		
	ウ			
【期待される効果】 医療を取り巻く環境が大きく変化する中、切れ目のない医療を受けられる体制を構築することで、圏域住民の医療に対する安心・信頼を確保する。また、医療機関や西諸広域行政事務組合との連携などにより、災害時医療救護に備えることができる。				
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 小林看護医療専門学校卒業生の圏域での就業者数（単位： 人 ）			
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	22	20	小林看護医療専門学校からの報告数 ※定員40名の半数が恒常的に圏域で就業することを目指す。
	小林市	-	-	
	えびの市	-	-	
高原町	-	-		

事業符号	ア	事業名	西諸医療圏医療体制構築事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
日曜祝日における救急患者が、適切な医療をより早く受けられる体制を整備する。さらに、日曜休日の在宅医確保策として、圏域市町は、それぞれの医師団へ補助する。						
【役割分担】						
小林市は、関係機関及びえびの市、高原町との連絡調整を行う。 圏域市町は、必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	45,372	9,072	9,075	9,075	9,075	9,075
	小林市	5,577	5,577	5,577	5,577	5,577
	えびの市	2,468	2,468	2,468	2,468	2,468
	高原町	1,027	1,030	1,030	1,030	1,030
特定財源						

事業符号	イ	事業名	地域医療従事者育成確保推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
医療従事者確保の機会を拡大するため、小林看護医療専門学校の安定運営を支援する。また、西諸医師会等の関係機関と連携し、医師確保に取り組む。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関・市民団体等と連携し、事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	82,179	16,391	16,447	16,447	16,447	16,447
	小林市	11,261	11,261	11,261	11,261	11,261
	えびの市	3,898	3,946	3,946	3,946	3,946
	高原町	1,232	1,240	1,240	1,240	1,240
特定財源						

分 野	(1) 医療・保健		
取組事項	②住民の健康増進に係る取組の推進		
協定の 内容	【取組内容】 圏域住民がいきいきと安心して暮らすことができるよう、健康増進について、甲と乙が連携して事業等を行う。		
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の健康増進に必要な事業等及び支援を行う。		
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の健康増進に必要な事業等及び支援を行う。		
具 体的 な 取 組	符号	事 業 名	
	ア	予防接種・個別健（検）診体制強化事業	
	イ	自殺予防対策事業	
	ウ		
【期待される効果】 圏域市町で予防接種や個別健（検）診等の保健サービスの充実及び関係機関と連携した体制の強化を図ることにより、圏域住民の健康増進と疾病予防による健康寿命の延伸が図られる。また、こころの健康づくり及び自殺予防対策において、圏域市町と関係機関の連携を強化することにより、圏域住民の意識啓発と自殺者の減少につながる。			
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 特定健康診査受診率（国保/前年度分） ※受診率確定時期が次年度10月であるため		
		現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
	合計	43.3	53.3
	小林市	-	-
	えびの市	-	-
高原町	-	-	
	現況値の出所等 特定健診等データ管理システム		

事業符号	ア	事業名	予防接種・個別健(検)診体制強化事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
西諸地区市町保健連絡協議会において、予防接種及び個別健(検)診等の保健サービスの充実を図るとともに関係機関と連携して体制を強化する。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,570,323	314,107	314,054	314,054	314,054	314,054
	小林市	183,118	183,118	183,118	183,118	183,118
	えびの市	90,996	90,996	90,996	90,996	90,996
	高原町	39,993	39,940	39,940	39,940	39,940
特定財源	がん検診推進事業費補助金、健康増進事業費県補助金、特定健康診査等負担金、後期高齢者医療広域連合健診事業収入繰入金、県2号繰入金、保険者努力支援交付金、後期高齢者健康診査受託事業収入、県特別調整交付金、疾病予防対策事業費等国庫補助金					

事業符号	イ	事業名	自殺予防対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
西諸地区市町保健連絡協議会において、自殺予防対策に関する充実策を検討するとともに関係機関と連携して対策の強化を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	70,462	21,096	12,123	12,123	12,997	12,123
	小林市	10,699	6,959	6,959	6,959	6,959
	えびの市	726	726	726	1,600	726
	高原町	9,671	4,438	4,438	4,438	4,438
特定財源	地域自殺対策緊急強化交付金					

分野	(2) 子育て・介護・福祉					
取組事項	①子育て支援事業の充実及び連携					
協定の内容	【取組内容】 圏域住民が安心して子育てできる環境を構築するため、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民が安心して子育てできる環境の構築に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民が安心して子育てできる環境の構築に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	地域子育て支援センター事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 子育てに関する交流等の機会が促進され、安心して子育てができる環境整備につながる。						
成果指標（KPI）	【指標】 地域子育て支援センター利用者数 (単位： 人)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	13,963	17,900	地域子育て支援センター年間延利用者数		
	小林市	10,701	12,800			
	えびの市	989	1,100			
高原町	2,273	4,000				
事業符号	ア	事業名	地域子育て支援センター事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域内の子育て支援センター取組の情報共有や合同イベント等について企画、開催する。						
【役割分担】 圏域市町は、共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	206,989	41,157	41,458	41,458	41,458	41,458
	小林市	26,919	26,919	26,919	26,919	26,919
	えびの市	8,539	8,539	8,539	8,539	8,539
	高原町	5,699	6,000	6,000	6,000	6,000
特定財源	重層的支援体制整備事業交付金、子ども・子育て支援交付金					

分野	(2) 子育て・介護・福祉					
取組事項	②地域包括ケアシステムの深化・推進					
協定の 内容	【取組内容】 圏域住民が人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な事業等及び支援を行う。					
具 体 的 な 取 組	符号	事業名				
	ア	在宅医療・介護連携推進事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される。						
成 果 指 標 （ K P I）	【指標】 要支援・要介護者の入退院時における介護事業所から医療機関へ情報提供する割合（単位： % ）					
		現状値 （令和3年度）	目標値 （令和9年度）	現状値の出所等		
	合計	90.7	98	入退院調整ルールに係る介護支援専門員アンケート		
	小林市	-	-			
	えびの市	-	-			
高原町	-	-				
事業符号	ア	事業名	在宅医療・介護連携推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 高齢者の状態に応じて医療と介護サービスが切れ目なく提供されるよう、医療と介護の連携を図り、地域に則した各種事業を包括的に提供する。						
【役割分担】 圏域市町は、共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 （千円）	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	63,895	12,779	12,779	12,779	12,779	12,779
	小林市	6,862	6,862	6,862	6,862	6,862
	えびの市	3,534	3,534	3,534	3,534	3,534
	高原町	2,383	2,383	2,383	2,383	2,383
特定財源	介護保険事業・地域支援事業費（包括的支援事業費・任意事業費） 国38.5%・県19.25%など					

分野	(2) 子育て・介護・福祉					
取組事項	③高齢者・障がい者福祉の充実					
協定の内容	【取組内容】 圏域の高齢者・障がい者が安心して暮らすことができるよう、高齢者・障がい者福祉の充実について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の高齢者・障がい者福祉の充実に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の高齢者・障がい者福祉の充実に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	高齢者・障がい者相談支援事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 権利擁護をはじめとした各種相談体制等の充実により、相談件数の増加、高齢者及び障がい福祉の向上につながる。						
成果指標（KPI）	【指標】 高齢者・障がい者相談件数 (単位： 件)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	1,037	2,112	にしもろ基幹相談支援センター及び西諸地区権利擁護推進センターの相談実績		
	小林市	765	1,270			
	えびの市	127	530			
高原町	145	312				

事業符号	ア	事業名	高齢者・障がい者相談支援事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 高齢者・障がい者の相談支援・権利擁護について相談件数の増加を図るため、圏域市町が整備した中核的な役割を担う機関の取組の周知・啓発を行う。						
【役割分担】 圏域市町は、共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	64,135	12,827	12,827	12,827	12,827	12,827
	小林市	7,707	7,707	7,707	7,707	7,707
	えびの市	3,287	3,287	3,287	3,287	3,287
	高原町	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833
特定財源						

分野	(3) 文化芸術・教育			
取組事項	①文化芸術の推進			
協定の内容	【取組内容】 圏域住民が、文化財等の価値を享受でき、文化芸術を身近に感じられる環境を創出するため、文化芸術の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。			
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、文化芸術の推進に必要な事業等及び支援を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、文化芸術の推進に必要な事業等及び支援を行う。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	文化財保存・活用事業		
	イ	文化芸術・芸能普及事業		
	ウ			
【期待される効果】 文化芸術鑑賞等のイベントの合同開催や圏域の貴重な文化財や伝統芸能への理解を深める取組により、文化芸術への関心の向上や郷土愛の醸成が期待できる。 また、文化財マップの活用や広域ガイドボランティアを育成することにより、圏域外からの交流人口の増加が期待できる。				
成果指標（KPI）	【指標】 文化財等のガイドボランティア会員数 (単位： 人)			
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	70	79	文化財等のガイドができるガイドボランティア会員数
	小林市	17	25	
	えびの市	34	34	
高原町	19	20		

事業符号	ア	事業名	文化財保存・活用事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域内の貴重な文化財を網羅したガイドマップの活用やガイドボランティアと連携して、圏域住民に広域的な文化財の歴史的関連性等の学習機会を提供し、圏域住民等への文化財の普及啓発を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、共同又は連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	44,838	10,787	10,243	7,936	7,936	7,936
	小林市	4,223	4,200	4,200	4,200	4,200
	えびの市	4,905	4,393	2,086	2,086	2,086
	高原町	1,659	1,650	1,650	1,650	1,650
特定財源						

事業符号	イ	事業名	文化芸術・芸能普及事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
文化芸術イベントの共同開催や広報活動を行い、文化的意識の高揚を図る。また、郷土芸能の保存継承を図るため、関係団体への支援やイベントの開催を行う。						
【役割分担】						
圏域市町は、共同又は連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	43,379	10,173	7,495	8,058	9,595	8,058
	小林市	3,115	1,000	1,000	3,100	1,000
	えびの市	7,001	6,438	7,001	6,438	7,001
	高原町	57	57	57	57	57
特定財源						

分野	(3) 文化芸術・教育					
取組事項	②生涯学習の推進					
協定の内容	【取組内容】 圏域住民の社会参画や生きがいがいづくりにつながるよう、生涯学習の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の生涯学習の推進に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の生涯学習の推進に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	生涯学習推進事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 圏域市町での生涯学習講座の開催や生涯学習人材バンク等の活用により、学習活動や地域活動につなげ、地域間交流を図ることより学習意欲の向上や生きがいがいづくりに寄与することが期待できる。また、学習成果を活かすことでまちづくりを担う人材育成や地域の魅力の底上げが期待できる。						
成果指標（KPI）	【指標】	小林市、えびの市、高原町の共同開催講座への参加者数（単位：人）				
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	0	30	圏域市町連携で実施する生涯学習講座の参加者数		
	小林市	0	10			
	えびの市	0	10			
高原町	0	10				
事業符号	ア	事業名	生涯学習推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域市町での生涯学習講座の開催や生涯学習人材バンク等の活用により、自発的な学習活動や地域間交流の促進を図る。						
【役割分担】 圏域市町は、学習機会の場を圏域で広げ、圏域市町での開催及び受講が自由にできる体制づくりを共同で行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	250	50	50	50	50	50
	小林市	20	20	20	20	20
	えびの市	20	20	20	20	20
	高原町	10	10	10	10	10
特定財源						

分野	(4) 農林畜産業の振興			
取組事項	①畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進			
協定の内容	【取組内容】 圏域の農業経営の発展と農家所得の向上等につながるよう、畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。			
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進に必要な事業等及び支援を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進に必要な事業等及び支援を行う。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	県営土地改良事業		
	イ	西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業		
	ウ			
【期待される効果】 畑地かんがい用水を活用した畑作営農の啓発、普及を行うことにより、営農支援と農家所得の向上が図られる。				
成果指標（KPI）	【指標】 県営事業実施（完了含む）地区数 (単位： 地区)			
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	44	52	事業開始からの累計。 なお、小林市とえびの市にまたがる「千歳・環野地区」については小林市に計上する。
	小林市	25	27	
	えびの市	12	15	
高原町	7	10		

事業符号	ア	事業名	県営土地改良事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
西諸地区畑地かんがい事業の関連事業である県営事業を計画的に実施し、農業基盤の整備等を行う。							
【役割分担】							
圏域市町は、関係機関と連携し事業を推進する。							
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	13,069,283	2,727,306	2,871,661	2,631,595	2,529,821	2,308,900	
	小林市	1,453,138	1,284,000	1,208,000	1,035,344	830,000	
	えびの市	920,000	1,260,000	1,230,000	1,334,477	1,188,900	
	高原町	354,168	327,661	193,595	160,000	290,000	
特定財源	地方債及び分担金						

事業符号	イ	事業名	西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会において、畑地かんがい事業の啓発や早期完成を目指し事業の推進を行う。							
【役割分担】							
圏域市町は、必要な経費を負担する。							
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	1,815	363	363	363	363	363	
	小林市	184	184	184	184	184	
	えびの市	82	82	82	82	82	
	高原町	97	97	97	97	97	
特定財源							

分野	(4) 農林畜産業の振興			
取組事項	②農林業の振興			
協定の内容	【取組内容】 圏域の新規就農者や後継者の確保・育成等を図るため、農林業の振興について、甲と乙が連携して事業等を行う。			
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、農林業の振興に必要な事業等及び支援を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、農林業の振興に必要な事業等及び支援を行う。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	農業経営の世代交代対策事業		
	イ			
	ウ			
【期待される効果】 農業を支える農業後継者や新規就農者の確保・育成を図ることにより、地域農業の振興と集落活動の活性化が図られる。				
成果指標（KPI）	【指標】 新規就農者（後継者含む）数			(単位： 人)
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	44	59	単年度数
	小林市	22	24	
	えびの市	18	26	
高原町	4	9		

事業符号	ア	事業名	農業経営の世代交代対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 国等の制度を活用しながら、新規就農者（後継者含む）の確保による農畜産業の担い手を育成する。						
【役割分担】 圏域市町は、関係機関と連携し事業を推進する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		396,690	88,864	76,826	77,000	77,000
	小林市	43,326	32,076	33,000	33,000	33,000
	えびの市	42,538	40,250	38,000	38,000	38,000
	高原町	3,000	4,500	6,000	6,000	6,000
特定財源	農業次世代人材投資事業（経営開始型）、新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）、新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）					

分野	(4) 農林畜産業の振興					
取組事項	③畜産の振興					
協定の内容	【取組内容】 圏域の畜産生産基盤が強化されるよう、畜産の振興について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、畜産の振興に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、畜産の振興に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	肉用牛振興対策事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 圏域市町で連携した肉用牛生産基盤の整備推進により、小林地域家畜市場における和牛子牛取引頭数（令和3年度実績全国5位）の維持・増加が図られる。						
成果指標（KPI）	【指標】 和牛繁殖雌牛頭数 (単位： 頭)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	21,221	21,000	毎年12月に実施される母牛頭数調査による実績値		
	小林市	12,984	12,700			
	えびの市	3,932	4,000			
高原町	4,305	4,300				
事業符号	ア	事業名	肉用牛振興対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 県内でも有数の肉用牛の主産地である本圏域において、関係市町や畜連・JAが一体となって、各種導入支援による繁殖母牛の整備を進め、子牛出荷頭数の維持・増加を図る。						
【役割分担】 圏域市町及び関係機関・団体等が連携し、畜産の振興に必要な事業等及び支援を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	296,719	65,199	57,880	57,880	57,880	57,880
	小林市	26,580	26,000	26,000	26,000	26,000
	えびの市	23,880	23,880	23,880	23,880	23,880
	高原町	14,739	8,000	8,000	8,000	8,000
特定財源						

分野	(5) 観光・商工業の振興			
取組事項	①広域観光の推進			
協定の内容	【取組内容】 観光による稼ぐ力を創出し、圏域外からの人の流れを創出するため、広域観光の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。			
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の広域観光の推進に必要な事業等及び支援を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の広域観光の推進に必要な事業等及び支援を行う。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	広域観光連携組織体制づくり		
	イ	北きりしま田舎物語推進事業		
	ウ	スポーツ大会・合宿等推進事業		
【期待される効果】 圏域市町が、共通認識のもと観光に関し様々な連携を行うことで、効果的に広域観光を推進し、より魅力のある観光地域づくりを行う事ができる。				
成果指標（KPI）	【指標】 観光消費額 (単位： 百万円)			
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	8,014	10,269	観光入り込み数×1人あたりの観光消費額 R3の1人あたりの観光消費額は、4,393円(※) ※小林まちづくり株式会社によるアンケート
	小林市	2,650	3,900	
	えびの市	2,545	3,514	
高原町	2,819	2,855		

事業符号	ア	事業名	広域観光連携組織体制づくり	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
効果的な広域観光の推進を図るため、圏域市町間の観光関係者の定期的な情報交換の場をつくる。						
【役割分担】						
圏域市町が連携して組織づくりを行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,200	0	300	300	300	300
	小林市	0	100	100	100	100
	えびの市	0	100	100	100	100
	高原町	0	100	100	100	100
特定財源						

事業符号	イ	事業名	北きりしま田舎物語推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
体験型観光を推進するため、農家民泊や体験メニューの充実を図る。						
【役割分担】						
圏域市町が連携して事業を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	17,790	3,558	3,558	3,558	3,558	3,558
	小林市	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
	えびの市	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418
	高原町	610	610	610	610	610
特定財源						

事業符号	ウ	事業名	スポーツ大会・合宿等推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域でのスポーツ大会・合宿誘致等を推進するため、圏域市町間での情報共有に加え、連携して受け入れを行う。						
【役割分担】						
圏域市町が連携して受け入れを行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	89,750	18,330	18,130	17,940	17,760	17,590
	小林市	8,145	8,145	8,145	8,145	8,145
	えびの市	6,195	6,195	6,195	6,195	6,195
	高原町	3,990	3,790	3,600	3,420	3,250
特定財源						

分野	(5) 観光・商工業の振興			
取組事項	②雇用の場の創出			
協定の内容	【取組内容】 圏域における働き手の創出のため、雇用の場の周知等について、甲と乙が連携して事業等を行う。			
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の雇用の場の創出に必要な事業等及び支援を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の雇用の場の創出に必要な事業等及び支援を行う。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	起業、事業承継等相談窓口連携事業		
	イ	応募前ジュニアワークフェアの開催		
	ウ			
【期待される効果】 圏域市町の起業・事業承継等相談窓口の担当者間で情報共有を行うことで、圏域内の雇用の場の創出を行う事ができる。また、高校生の就職希望者に対し1年早く事業所説明会を行うことで圏域内への就職につなげる。				
成果指標（KPI）	【指標】	小林公共職業安定所管内の新規高卒者に占める所管内就職率（単位： % ）		
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	29.5	40	ハローワーク小林のデータ ※Aのうち所管内就職者数／小林公共職業安定所管内の新規高卒者のうち就職希望者数（A）
	小林市	-	-	
	えびの市	-	-	
高原町	-	-		

事業符号	ア	事業名	起業、事業承継等相談窓口連携事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域内の雇用の場の創出のため、圏域市町の相談窓口担当者間の定期的な情報交換会を行う。						
【役割分担】						
小林市が事務局となり圏域市町の情報交換の場をつくる。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	0	0	0	0	0	0
	小林市	0	0	0	0	0
	えびの市	0	0	0	0	0
	高原町	0	0	0	0	0
特定財源						

事業符号	イ	事業名	応募前ジュニアワークフェアの開催	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域市町の高校生の就職希望者に対し、圏域内への就職につなげるため、応募前ジュニアワークフェアを開催する。						
【役割分担】						
圏域市町が連携して開催する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	0	0	0	0	0	0
	小林市	0	0	0	0	0
	えびの市	0	0	0	0	0
	高原町	0	0	0	0	0
特定財源						

分野	(5) 観光・商工業の振興					
取組事項	③圏域物産品の認知度向上の取組の推進					
協定の内容	【取組内容】 圏域市町のPRや事業者の新たな販路拡大のため、圏域物産品の認知度向上の取組の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域物産品の認知度向上の取組の推進に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域物産品の認知度向上の取組の推進に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	マルシェの開催				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 大都市圏において、圏域市町の物産品を広く周知することで、認知度が向上し販路拡大につながる。						
成果指標（KPI）	【指標】 にしもろマルシェの開催により販路先が増えた件数（累積）（単位：件）					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	0	5	事業者への聴取		
	小林市	-	-			
	えびの市	-	-			
高原町	-	-				
事業符号	ア	事業名	マルシェの開催	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域市町の物産品の認知度向上のため、大都市圏において、「にしもろマルシェ」（物産展）を開催する。						
【役割分担】 圏域市町が連携して開催する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	30,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	小林市	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	えびの市	750	750	750	750	750
	高原町	750	750	750	750	750
特定財源						

分野	(6) 防災			
取組事項	①防災体制の整備			
協定の内容	【取組内容】 災害等の非常時に備えるため、防災体制の整備について、甲と乙が連携して事業等を行う。			
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、防災体制の整備に必要な事業等及び支援を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、防災体制の整備に必要な事業等及び支援を行う。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	防災情報伝達システム等管理事業		
	イ	広域的資機材・備蓄等整備事業		
	ウ			
【期待される効果】 圏域市町間での衛星電話の伝達訓練等により、災害発生時の情報伝達方法が確立され、さらに、資機材等が広域的に整備されることによって、災害時の迅速な対応が可能となる。				
成果指標（KPI）	【指標】 衛星電話による伝達訓練回数 (単位： 回)			
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	36	36	毎月1回の衛星電話による伝達訓練を実施する。
	小林市	12	12	
	えびの市	12	12	
高原町	12	12		

事業符号	ア	事業名	防災情報伝達システム等管理事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
大規模災害が発生した場合に備え、通信網の一つとして衛星電話を常備し、常に通信状態を確認するとともに、相互の連携を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、バックアップ拠点として常に通信手段の確保に努める。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,800	360	360	360	360	360
	小林市	128	128	128	128	128
	えびの市	116	116	116	116	116
	高原町	116	116	116	116	116
特定財源						

事業符号	イ	事業名	広域的資機材・備蓄等整備事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
西諸広域行政事務組合消防本部において、年次計画に基づき資機材等を購入し、災害時に備える。						
【役割分担】						
圏域市町は、負担割合に応じて購入費負担分を負担する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,865	373	373	373	373	373
	小林市	228	228	228	228	228
	えびの市	93	93	93	93	93
	高原町	52	52	52	52	52
特定財源						

分野	(7) 環境					
取組事項	①一般廃棄物処理の共同処理の維持					
協定の内容	【取組内容】 圏域の生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、一般廃棄物の一部共同処理の維持について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、一般廃棄物の一部共同処理の維持に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、一般廃棄物の一部共同処理の維持に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	プラスチック容器包装廃棄物の共同処理事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 一般廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理、再資源化を通じて、圏域市町の循環型社会形成の推進や生活環境の保全が期待できる。						
成果指標（KPI）	【指標】 プラスチック容器包装廃棄物の中間処理製品量 （単位： トン ）					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	568	550	プラスチック容器包装廃棄物の中間処理施設での製品量		
	小林市	396	385			
	えびの市	100	95			
高原町	72	70				
事業符号	ア	事業名	プラスチック容器包装廃棄物の共同処理事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 小林市においてプラスチック容器包装廃棄物の中間処理を行う。						
【役割分担】 えびの市・高原町は小林市に委託し、小林市において処理を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	129,499	25,499	26,000	26,000	26,000	26,000
	小林市	17,469	18,200	18,200	18,200	18,200
	えびの市	4,589	4,500	4,500	4,500	4,500
	高原町	3,441	3,300	3,300	3,300	3,300
特定財源						

分野	(8) 人権・消費者保護					
取組事項	①男女共同参画社会の推進や人権啓発に関する連携					
協定の 内容	【取組内容】 圏域の多様性社会の実現のため、男女共同参画社会の推進や人権啓発について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、男女共同参画社会の推進や人権啓発に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、男女共同参画社会の推進や人権啓発に必要な事業等及び支援を行う。					
具 体 的 な 取 組	符号	事業名				
	ア	男女共同参画及び人権啓発イベント開催事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 圏域住民がともに体験・学習できる場が設けられることで、圏域全体に男女共同参画社会、人権尊重社会づくりに対する共通認識と正しい理解の広まりが期待できる。						
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 啓発イベント等への参加者数 (単位： 人)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	167	1,200	現状値は、令和3年度に開催した実績人数。目標値は、コロナ禍前の平成30年度、令和元年度に開催した圏域市町の実績人数を参考に設定。		
	小林市	142	600			
	えびの市	0	500			
高原町	25	100				
事業符号	ア	事業名	男女共同参画及び人権啓発イベント開催事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域市町独自で、外部から専門家や著名な講師を招聘し講演会等のイベントを開催する。開催にあたっては、西諸圏域の他市町住民にも参加を呼び掛け意識啓発を図る。						
【役割分担】 圏域市町は、イベントを開催する場合、開催地以外の圏域市町に情報提供するなど連携・協力し実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	7,494	1,334	1,540	1,540	1,540	1,540
	小林市	621	621	621	621	621
	えびの市	690	850	850	850	850
	高原町	23	69	69	69	69
特定財源						

分野	(8) 人権・消費者保護					
取組事項	②消費者保護対策の強化					
協定の内容	【取組内容】 圏域の消費者保護及び自立する消費者育成のため、消費者保護対策の強化について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、消費者保護の強化に必要な事業等及び支援を行う					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、消費者保護の強化に必要な事業等及び支援を行う					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	消費者保護対策事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 近年、多様化、複雑化する消費者トラブルに対応するため、専門の相談員を配置することにより、圏域内の消費者が安心して安全な消費生活を送ることが期待できる。						
成果指標（KPI）	【指標】 消費生活相談件数 (単位： 件)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	151	215	現状値は、令和3年度の圏域市町での消費生活相談件数。目標値は、令和元年度～令和3年度までの相談件数を参考に設定。		
	小林市	102	150			
	えびの市	35	50			
高原町	14	15				
事業符号	ア	事業名	消費者保護対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域市町における消費生活相談を広域的に連携して行うために、小林市に西諸県地域消費生活相談窓口を設置する。また、当該窓口専門の消費生活相談員を配置し、消費生活に関する相談に応じるとともに、圏域内の巡回相談を行い、住民サービスの向上に努める。						
【役割分担】 小林市で消費生活相談員を雇用し、圏域市町は巡回相談に対応する。 また、圏域市町は、広域での消費生活相談にかかる経費について負担金を支払うとともに、相談窓口の周知を図り利用促進に努める。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	37,727	7,987	7,435	7,435	7,435	7,435
	小林市	6,567	6,015	6,015	6,015	6,015
	えびの市	907	907	907	907	907
	高原町	513	513	513	513	513
特定財源	消費者行政活性化基金事業補助金					

Ⅱ. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野		(1) 地域公共交通		
取組事項		①生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化		
協定の 内容	【取組内容】 圏域住民の生活路線や交通手段を確保するため、バス路線や鉄道路線の維持・確保等について、甲と乙が連携して事業等を行う。			
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化に必要な事業等及び支援を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化に必要な事業等及び支援を行う。			
具 体的 な 取 組	符号	事 業 名		
	ア	路線バス運行支援・利用促進等事業		
	イ	吉都線利用促進協議会運営事業		
	ウ			
【期待される効果】 路線バスの運行支援・利用促進及びJ R 吉都線の利用促進を図ることで、圏域住民の地域公共交通維持・存続への機運醸成等が図られるとともに、圏域経済及び圏域の活性化が図られる。				
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 圏域路線バスの利用者数 (単位： 人)			
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	32,842	38,000	現状値は、宮崎交通株式会社のバス事業令和3年度(R2.9~R3.9)実績報告書にて確認。
	小林市	-	-	
	えびの市	-	-	
高原町	-	-		
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 J R 吉都線平均通過人員 (単位： 人/日)			
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等
	合計	397	500	現状値は、J R 九州2021年度線区別状況にて確認。
	小林市	-	-	
	えびの市	-	-	
高原町	-	-		

事業符号	ア	事業名	路線バス運行支援・利用促進等事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
<p>圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化のため、圏域を結ぶ生活路線を運行する運行事業者への支援に加え、圏域市町及び運行事業者との連携による利用促進のための取組等により、バス利用者の拡大を図るとともに、路線の持続性を高めるため、運行回数や運行時間の見直しなど運行効率化を図る。</p>							
【役割分担】							
<p>圏域市町は、必要な経費を負担すると共に、連携した利用促進の取組や運行効率化を図るための協議を行う。</p>							
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	97,975	19,595	19,595	19,595	19,595	19,595	
	小林市	4,330	4,330	4,330	4,330	4,330	
	えびの市	9,362	9,362	9,362	9,362	9,362	
	高原町	5,903	5,903	5,903	5,903	5,903	
特定財源	宮崎県地方バス路線等運行維持対策事業費補助金						

事業符号	イ	事業名	吉都線利用促進協議会運営事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
<p>J R 吉都線の維持・存続を図るため、J R 吉都線利用促進協議会を中心に、沿線市町で連携した事業などを行う。</p>							
【役割分担】							
<p>関係市町が連携し、事業を実施する。</p>							
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	29,395	3,986	5,612	6,599	6,599	6,599	
	小林市	1,373	1,915	2,244	2,244	2,244	
	えびの市	1,395	1,937	2,266	2,266	2,266	
	高原町	1,218	1,760	2,089	2,089	2,089	
特定財源	宮崎県地域鉄道活性化・利用促進支援事業補助金						

分野	(2) 移住促進・少子化対策					
取組事項	①移住定住の促進					
協定の内容	【取組内容】 圏域の人口減少対策のため、移住定住の促進について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、移住定住の促進に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、移住定住の促進に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	都市部でのPR・相談会事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 圏域市町の発信力の強化や相談体制の充実により、圏域への移住促進が期待できる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 移住世帯数 (単位： 世帯)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	79	105	主に移住相談窓口による把握。移住担当課を通じて移住支援を受け、移住に至った場合の累積		
	小林市	8	35			
	えびの市	54	50			
高原町	17	20				
事業符号	ア	事業名	都市部でのPR・相談会事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 都市部で移住相談会を開催し、圏域市町のPR及び移住希望者の相談事業を行う。						
【役割分担】 圏域市町は、連携・協力して合同事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	小林市	497	497	497	497	497
	えびの市	588	588	588	588	588
	高原町	415	415	415	415	415
特定財源	県移住等促進支援事業補助金					

分野	(2) 移住促進・少子化対策					
取組事項	②少子化対策の推進					
協定の内容	【取組内容】 圏域の人口減少対策のため、少子化対策の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、少子化対策の推進に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、少子化対策の推進に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	出会い創出事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 コロナ禍の中で減少している、出会いの場を創出することで人口の自然減の緩和が図られる。						
成果指標（KPI）	【指標】 婚姻件数 (単位： 件)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	217	260	各年1月1日から12月31日までの届出件数		
	小林市	139	167			
	えびの市	51	61			
高原町	27	32				
事業符号	ア	事業名	出会い創出事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域内での出会いの場（イベント）を積極的に創出する。						
【役割分担】 圏域市町は、連携・協力して合同事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	4,200	900	850	700	900	850
	小林市	500	500	700	500	500
	えびの市	400	0	0	400	0
	高原町	0	350	0	0	350
特定財源						

Ⅲ. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野	(1) 圏域市町における人材の育成					
取組事項	①圏域職員の人材育成の推進					
協定の内容	【取組内容】 多様な主体と連携・協働し、地域の課題解決に取り組むため、圏域職員の人材育成の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域職員の人材育成の推進に必要な事業等を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域職員の人材育成の推進に必要な事業等を行う。					
具体的な取組	符号	事 業 名				
	ア	職員合同研修事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 西諸合同研修を実施することで、圏域市町職員の研鑽を図るとともに、関係構築並びに連携を深めることができる。また、各圏域市町で実施する独自研修の一部に他圏域市町職員枠を設け、相互に様々な内容の研修を受講できる体制を整えることで、効率的な職員研修の実施と職員の資質向上が期待される。						
成果指標 (KPI)	【指標】 合同研修実施回数 (単位: 回)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	1	1	現在、圏域市町職員2名ずつの計6名による政策課題研究研修を実施。		
	小林市	-	-			
	えびの市	-	-			
高原町	-	-				
事業符号	ア	事業名	職員合同研修事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域市町合同で職員研修を実施する。						
【役割分担】 各圏域市町が、年度ごとに持ち回りで予算の確保、研修テーマの設定、講師の手配等を行い合同研修を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,050	210	210	210	210	210
	小林市	210	0	0	210	0
	えびの市	0	210	0	0	210
	高原町	0	0	210	0	0
特定財源						

分野	(2) 地域づくりに資する人材育成					
取組事項	①地域づくりリーダーの育成					
協定の内容	【取組内容】 協働によるまちづくりを推進するため、地域づくりリーダーの育成について、甲と乙が連携して事業等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、地域づくりリーダーの育成に必要な事業等及び支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、地域づくりリーダーの育成に必要な事業等及び支援を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	地域づくりリーダー育成事業				
	イ					
	ウ					
【期待される効果】 専門的な有識者や圏域外の先進地で活動する地域づくりリーダーによる研修会等を開催することで、地域づくりリーダーの育成が図られるとともに、圏域全体に協働のまちづくりに対する機運が醸成される。 これらの研修会等を圏域で情報共有し、参加範囲を広げることで、受講機会の拡大や内容の充実等を図ることができる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 研修・講座等の受講者 (単位： 人)					
		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	現状値の出所等		
	合計	172	450	市及び市民活動支援センターが開催する「まちづくり」、「リーダー育成」等に関する研修会参加者数		
	小林市	33	200			
	えびの市	139	200			
高原町	0	50				
事業符号	ア	事業名	地域づくりリーダー育成事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域市町が開催、共催する研修会等を圏域で情報共有するとともに参加範囲を広げ、受講機会の拡大や内容の充実等を図る。						
【役割分担】 各市町の担当から圏域市町に研修会等の情報を提供し、市民（市民団体）へ参加を促す。						
事業費 (千円)	総事業費	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,050	210	210	210	210	210
	小林市	100	100	100	100	100
	えびの市	100	100	100	100	100
	高原町	10	10	10	10	10
特定財源						

資料編

にしもろ定住自立圏（第3次共生ビジョン策定関係）の経過

年月日	内容
令和4年4月28日	第41回幹事会
5月9日	第32回にしもろ定住自立圏形成推進協議会
5月23日	部会長会議
8月10日	第42回幹事会
8月23日	第33回にしもろ定住自立圏形成推進協議会
9月28日	第16回にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会
10月7日	第43回幹事会
10月13日	第34回にしもろ定住自立圏形成推進協議会
12月7日	高原町議会において変更協定の締結議案が可決
12月13日	小林市議会において変更協定の締結議案が可決
12月13日	えびの市議会において変更協定の締結議案が可決
令和5年1月23日	第44回幹事会
1月27日	第35回にしもろ定住自立圏形成推進協議会
1月27日	定住自立圏形成変更協定締結
2月10日	第17回にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会
3月下旬	第36回にしもろ定住自立圏推進協議会

にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

平成24年10月26日

告示第242号

(設置)

第1条 にしもろ定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更について、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定に基づきにしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、にしもろ定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更（軽微な変更の場合を除く。）に関する事項について協議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、当該定住自立圏を構成する市町における定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年5月9日から施行する。

「にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会」委員名簿

任期: 令和3年9月13日～令和5年3月31日

(敬称略、順不同)

		団体名	氏名	役職等	備考
関連する分野	<ul style="list-style-type: none"> ●商工観光部会 ●農畜産部会 ●教育・文化芸術部会 ●移住・交流部会 	こばやし農業協同組合	黒木 久司	企画管理部長	共通
		西諸芸術文化連絡協議会	園村 正晴	会長	共通
		小林まちづくり株式会社	木村 洋文	統括部長	小林市
		小林商工会議所	橋満 良三	事務局長	小林市
		野尻町商工会	満留 定実	事務局長	小林市
		すき商工会	中間 正喜	事務局長	小林市
		えびの市商工会	福元 英雄	副会長	えびの市
		えびの市観光協会	横手 周太	事務局次長	えびの市
		えびの市農業協同組合	池田 京子	担い手支援課長	えびの市
		えびの市社会教育委員	上水 正喜	代表	えびの市
		高原町集落営農組合連絡協議会	新地 和廣	代表	高原町
		女性農業者代表	赤井田 令子	代表	高原町
		高原町商工会	原田 武寛	会長	高原町
		高原町文化財保護調査委員会	益本 一博	委員	高原町
		高原町観光協会	原田 豊	会長	高原町
関連する分野	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉・介護部会 ●保健・医療部会 	一般社団法人 西諸医師会	遊木 和敏	事務局長	共通
		小林市民生委員児童委員協議会	吉脇 辰男	会長	小林市
		地域医療を考える会	山下 浩司	会長	小林市
		社会福祉法人 えびの市社会福祉協議会	栗下 洋子	事業課長	えびの市
		えびの市地域子育て支援センター	飯盛 京子	センター長	えびの市
		高原町民生委員・児童委員協議会	大迫 典子	会長	高原町
		小林市地域公共交通活性化協議会	上田 勝士	委員	小林市
関連する分野	<ul style="list-style-type: none"> ●生活・環境部会 ●防災・安全部会 (自衛隊関係課及び広域消防含む) ●交通インフラ部会 ●地域公共交通部会 ●人材育成部会 ●住民協働部会 ●人権啓発部会 ●情報連携部会 	小林市市民活動支援センター	吉谷 直美	事務局長	小林市
		小林市区長会	橋ノ口 孝一	会長	小林市
		えびの市自治会連合会	増田 賢造	副会長	えびの市
		高原町区長会	松石 忠	会長	高原町
		いきいき女性アドバイザー「たんぼぼの会」	荒殿 けい子	会計	高原町

にしろ定住自立圏形成推進協議会規約

(設置)

第1条 西諸圏域において定住自立圏構想の推進を図り、魅力ある住みよい地域づくりをめざすため、小林市、えびの市及び高原町（以下「構成市町」という。）で構成するにしろ定住自立圏形成推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) その他定住自立圏構想の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、小林市長、えびの市長及び高原町長をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、小林市長をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる所掌事務の連絡及び調整を行う。
- 3 幹事会は、構成市町の企画担当課長及び財政担当課長で構成する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、小林市企画政策課長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長となる。
- 6 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指定した者がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 幹事会の事務補助及び第2条各号に掲げる所掌事務について専門的に調査研究するため、幹事会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 商工観光部会
- (2) 農畜産部会
- (3) 福祉・介護部会
- (4) 保健・医療部会
- (5) 生活・環境部会

- (6) 教育・文化芸術部会
 - (7) 防災・安全部会
 - (8) 交通インフラ部会
 - (9) 移住・交流部会
 - (10) 地域公共交通部会
 - (11) 人材育成部会
 - (12) 住民協働部会
 - (13) 人権啓発部会
 - (14) 情報連携部会
- (部会の構成及び運営等)

第9条 部会は、前条各号に掲げる部会ごとに別表に掲げる者をもって構成し、部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ互選により定めるものとする。

2 部会は、部会長が招集し、議長となる。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

4 部会長は、必要に応じて部会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 部会長は、必要に応じて他の部会との合同会議を開催することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、小林市企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年1月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年9月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年9月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

	小林市	えびの市	高原町
商工観光部会	商工観光課長、スポーツ振興課長	観光商工課長、社会教育課長	産業創生課長、教育総務課長
農畜産部会	農業振興課長、畜産課長	農林整備課長、畜産農政課長	農畜産振興課長 農政林務課長
福祉・介護部会	福祉課長、長寿介護課長、こども課長	福祉課長、こども課長、介護保険課長	福祉課長
保健・医療部会	健康推進課長、地域医療対策監	健康保険課長	健康課長
生活・環境部会	生活環境課長	市民環境課長	町民課長
教育・文化芸術部会	社会教育課長	社会教育課長	教育総務課長
防災・安全部会 （自衛隊関係課及び広域消防含む）	危機管理課長	基地・防災対策課長	総務課長
交通インフラ部会	建設課長	建設課長	建設水道課長
移住・交流部会	地方創生課長	企画課長	産業創生課長
地域公共交通部会	企画政策課長	企画課長	総合政策課長
人材育成部会	総務課長	総務課長	総務課長
住民協働部会	地方創生課長	市民協働課長	総合政策課長
人権啓発部会 （男女共同参画関係課、消費者保護関係課を含む）	人権同和対策監	総務課長、市民環境課長	総務課長
情報連携部会	企画政策課長	企画課長	総合政策課長

にしもろ定住自立圏構想推進首長・議長会会則

(設置)

第1条 西諸圏域において、魅力ある住みよい地域づくりをめざすため、圏域における定住自立圏構想の推進及び理解を深めることを目的に「にしもろ定住自立圏構想推進首長・議長会」を設置する。

(組織)

第2条 この会は、小林市、えびの市及び高原町の首長及び議長をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 この会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、それぞれ互選によって定める。

(職務)

第4条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

2 会議の開催地は、その都度決定する。

3 会議の議長は、会長があたる。

(事務)

第6条 この会の事務は、小林市において処理する。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附 則

この会則は、平成24年4月24日から施行する。

中心市宣言

～ 魅力ある住みよい地域づくりをめざして～

今日、我が国は急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えており、宮崎県の人口も、2010年10月に実施された国勢調査では、前回調査の5年前に比べ約1.8万人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計（2007年5月発表）によると、20年後の2030年の本県の人口は、2010年に比べ16万5千人減少し100万人を下回るとされ、年少人口は約3割減少して10.3万人に、一方老年人口は約2割増加して34.8万人となり、さらに少子高齢化が進んでいく見込みで、本市を含む二市一町からなる西諸圏域においても同様の傾向が見込まれています。

こうした人口構造の変化は、経済活動の縮小や市民総所得の減少につながり、その結果、税収の減少や財政悪化、そして、さらなる地域経済の冷え込みと一層の人口流出といった負のスパイラルに陥る危険性があります。

このような中、本市では、平成19年に「人々の知恵と融和で築くまちづくり」の基本理念のもと「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き 元気あふれる交流都市小林市」を将来都市像とする「小林市総合計画」を策定し、現在、市民と行政が一体となって知恵を出し合い、創意工夫による「協働のまちづくり」に積極的に取り組んでいます。

また、西諸圏域では、「西諸広域行政事務組合」による消防・救急業務や葬祭センター運営、「小林・高原衛生事業事務組合」によるし尿の共同処理、あるいは介護認定審査の共同実施や防疫応援協定締結などのほか、隣県の市町も含めた「環霧島会議」による観光振興や防災応援協定締結など、幅広い分野で連携・協力して取り組んでいます。

しかし、今後、さらなる地方分権等の進展により、これまで以上に多様化する住民ニーズに対応することが求められており、そのためには、自治体間の連携をより一層強化し、地域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保し、社会的・経済的活動を活性化する取組みがますます重要となってきます。

このため、近隣自治体が様々な分野で相互に連携することで、各自治体が共存共栄しながら自立可能かつ持続可能な地域づくりを推進する定住自立圏構想は、極めて有意義な施策であると考えます。

このようなことから、小林市は、連携市町の意味を尊重しつつ、西諸圏域全体に必要な生活機能を確保し、圏域住民に積極的に各種サービスを提供することなどを通じ、『魅力ある住みよい地域づくり』を進めるために、定住自立圏構想における圏域の中心的な役割を果たす「中心市」となることをここに宣言します。

平成24年3月16日

小林市長
65

肥後弘

定住自立圏形成協定書

小林市（以下「甲」という。）とえびの市（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な生活機能を確保し、魅力ある住みよい地域づくりを進めるため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の政策分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、甲乙

協議して定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 肥後 正弘

乙 えびの市大字栗下1292番地
えびの市
えびの市長 村岡 隆明

定住自立圏形成変更協定書

小林市（以下「甲」という。）とえびの市（以下「乙」という。）は、平成24年10月1日に締結した定住自立圏形成協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和5年4月1日から適用する。

原協定別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・保健

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の維持・強化	圏域住民が安心して暮らすことができるよう、医療体制の維持・強化について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域医療体制の維持・強化に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域医療体制の維持・強化に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 住民の健康増進に係る取組の推進	圏域住民がいきいきと安心して暮らすことができるよう、健康増進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の健康増進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の健康増進に必要な事業等及び支援を行う。

2 子育て・介護・福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 子育て支援事業の充実及び連携	圏域住民が安心して子育てできる環境を構築するため、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民が安心して子育てできる環境の構築に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民が安心して子育てできる環境の構築に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進	圏域住民が人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な事業等及び支援を行う。
(3) 高齢者・障がい者福祉の充実	圏域の高齢者・障がい者が安心して暮らすことができるよう、高齢者・障がい者福祉の充実について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の高齢者・障がい者福祉の充実に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の高齢者・障がい者福祉の充実に必要な事業等及び支援を行う。

3 文化芸術・教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 文化芸術の推進	圏域住民が、文化財等の価値を享受でき、文化芸術を身近に感じられる環境を創出するため、文化芸術の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、文化芸術の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、文化芸術の推進に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 生涯学習の推進	圏域住民の社会参画や生きがいづくりにつながるよう、生涯学習の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の生涯学習の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の生涯学習の推進に必要な事業等及び支援を行う。

4 農林畜産業の振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進	圏域の農業経営の発展と農家所得の向上等につながるよう、畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 農林業の振興	圏域の新規就農者や後継者の確保・育成等を図るため、農林業の振興について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、農林業の振興に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、農林業の振興に必要な事業等及び支援を行う。
(3) 畜産の振興	圏域の畜産生産基盤が強化されるよう、畜産の振興について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、畜産の振興に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、畜産の振興に必要な事業等及び支援を行う。

5 観光・商工業の振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 広域観光の推進	観光による稼ぐ力を創出し、圏域外からの人の流れを創出するため、広域観光の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の広域観光の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の広域観光の推進に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 雇用の場の創出	圏域における働き手の創出のため、雇用の場の周知等について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の雇用の場の創出に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の雇用の場の創出に必要な事業等及び支援を行う。
(3) 圏域物産品の認知度向上の取組の推進	圏域市町のPRや事業者の新たな販路拡大のため、圏域物産品の認知度向上の取組の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域物産品の認知度向上の取組の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域物産品の認知度向上の取組の推進に必要な事業等及び支援を行う。

6 防災

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 防災体制の整備	災害等の非常時に備えるため、防災体制の整備について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、防災体制の整備に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、防災体制の整備に必要な事業等及び支援を行う。

7 環境

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 一般廃棄物処理の共同処理の維持	圏域の生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、一般廃棄物の一部共同処理の維持について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、一般廃棄物の一部共同処理の維持に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、一般廃棄物の一部共同処理の維持に必要な事業等及び支援を行う。

8 人権・消費者保護

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 男女共同参画社会の推進や人権啓発に関する連携	圏域の多様性社会の実現のため、男女共同参画社会の推進や人権啓発について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、男女共同参画社会の推進や人権啓発に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、男女共同参画社会の推進や人権啓発に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 消費者保護対策の強化	圏域の消費者保護及び自立する消費者育成のため、消費者保護対策の強化について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、消費者保護の強化に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、消費者保護の強化に必要な事業等及び支援を行う。

別表第2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化	圏域住民の生活路線や交通手段を確保するため、バス路線や鉄道路線の維持・確保等について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化に必要な事業等及び支援を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 幹線道路等の整備促進	圏域の道路網の安全を確保するため、主要幹線道路等の整備促進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、主要幹線道路等の整備促進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、主要幹線道路等の整備促進に必要な事業等及び支援を行う。

3 移住促進・少子化対策

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 移住定住の促進	圏域の人口減少対策のため、移住定住の促進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、移住定住の促進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、移住定住の促進に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 少子化対策の推進	圏域の人口減少対策のため、少子化対策の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、少子化対策の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、少子化対策の推進に必要な事業等及び支援を行う。

別表第3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域市町における人材の育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域職員の人材育成の推進	多様な主体と連携・協働し、地域の課題解決に取り組むため、圏域職員の人材育成の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域職員の人材育成の推進に必要な事業等を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域職員の人材育成の推進に必要な事業等を行う。

2 地域づくりに資する人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 地域づくりリーダーの育成	協働によるまちづくりを推進するため、地域づくりリーダーの育成について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、地域づくりリーダーの育成に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、地域づくりリーダーの育成に必要な事業等及び支援を行う。

3 圏域の情報連携

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域の情報連携の推進	圏域に広く情報提供できるよう、情報連携の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の情報連携の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の情報連携の推進に必要な事業等及び支援を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年1月27日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 宮原 義久

乙 えびの市大字栗下1292番地
えびの市
えびの市長 村岡 隆明

定住自立圏形成協定書

小林市（以下「甲」という。）と高原町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な生活機能を確保し、魅力ある住みよい地域づくりを進めるため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の政策分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、甲乙

協議して定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 肥後 正弘

乙 西諸県郡高原町大字西麓899番地
高原町
高原町長 日高 光浩

定住自立圏形成変更協定書

小林市（以下「甲」という。）と高原町（以下「乙」という。）は、平成24年10月1日に締結した定住自立圏形成協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和5年4月1日から適用する。

原協定別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・保健

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の維持・強化	圏域住民が安心して暮らすことができるよう、医療体制の維持・強化について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域医療体制の維持・強化に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域医療体制の維持・強化に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 住民の健康増進に係る取組の推進	圏域住民がいきいきと安心して暮らすことができるよう、健康増進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の健康増進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の健康増進に必要な事業等及び支援を行う。

2 子育て・介護・福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 子育て支援事業の充実及び連携	圏域住民が安心して子育てできる環境を構築するため、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民が安心して子育てできる環境の構築に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民が安心して子育てできる環境の構築に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進	圏域住民が人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な事業等及び支援を行う。
(3) 高齢者・障がい者福祉の充実	圏域の高齢者・障がい者が安心して暮らすことができるよう、高齢者・障がい者福祉の充実について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の高齢者・障がい者福祉の充実に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の高齢者・障がい者福祉の充実に必要な事業等及び支援を行う。

3 文化芸術・教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 文化芸術の推進	圏域住民が、文化財等の価値を享受でき、文化芸術を身近に感じられる環境を創出するため、文化芸術の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、文化芸術の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、文化芸術の推進に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 生涯学習の推進	圏域住民の社会参画や生きがいづくりにつながるよう、生涯学習の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の生涯学習の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域住民の生涯学習の推進に必要な事業等及び支援を行う。

4 農林畜産業の振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進	圏域の農業経営の発展と農家所得の向上等につながるよう、畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の畑地かんがい施設を活用した畑作営農の推進に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 農林業の振興	圏域の新規就農者や後継者の確保・育成等を図るため、農林業の振興について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、農林業の振興に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、農林業の振興に必要な事業等及び支援を行う。
(3) 畜産の振興	圏域の畜産生産基盤が強化されるよう、畜産の振興について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、畜産の振興に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、畜産の振興に必要な事業等及び支援を行う。

5 観光・商工業の振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 広域観光の推進	観光による稼ぐ力を創出し、圏域外からの人の流れを創出するため、広域観光の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の広域観光の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の広域観光の推進に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 雇用の場の創出	圏域における働き手の創出のため、雇用の場の周知等について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の雇用の場の創出に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の雇用の場の創出に必要な事業等及び支援を行う。
(3) 圏域物産品の認知度向上の取組の推進	圏域市町のPRや事業者の新たな販路拡大のため、圏域物産品の認知度向上の取組の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域物産品の認知度向上の取組の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域物産品の認知度向上の取組の推進に必要な事業等及び支援を行う。

6 防災

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 防災体制の整備	災害等の非常時に備えるため、防災体制の整備について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、防災体制の整備に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、防災体制の整備に必要な事業等及び支援を行う。

7 環境

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 一般廃棄物処理の共同処理の維持	圏域の生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、一般廃棄物の一部共同処理の維持について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、一般廃棄物の一部共同処理の維持に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、一般廃棄物の一部共同処理の維持に必要な事業等及び支援を行う。

8 人権・消費者保護

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 男女共同参画社会の推進や人権啓発に関する連携	圏域の多様性社会の実現のため、男女共同参画社会の推進や人権啓発について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、男女共同参画社会の推進や人権啓発に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、男女共同参画社会の推進や人権啓発に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 消費者保護対策の強化	圏域の消費者保護及び自立する消費者育成のため、消費者保護対策の強化について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、消費者保護の強化に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、消費者保護の強化に必要な事業等及び支援を行う。

別表第2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化	圏域住民の生活路線や交通手段を確保するため、バス路線や鉄道路線の維持・確保等について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、生活路線や交通手段の維持・確保及び適正化に必要な事業等及び支援を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 幹線道路等の整備促進	圏域の道路網の安全を確保するため、主要幹線道路等の整備促進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、主要幹線道路等の整備促進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、主要幹線道路等の整備促進に必要な事業等及び支援を行う。

3 移住促進・少子化対策

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 移住定住の促進	圏域の人口減少対策のため、移住定住の促進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、移住定住の促進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、移住定住の促進に必要な事業等及び支援を行う。
(2) 少子化対策の推進	圏域の人口減少対策のため、少子化対策の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、少子化対策の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、少子化対策の推進に必要な事業等及び支援を行う。

別表第3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域市町における人材の育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域職員の人材育成の推進	多様な主体と連携・協働し、地域の課題解決に取り組むため、圏域職員の人材育成の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域職員の人材育成の推進に必要な事業等を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域職員の人材育成の推進に必要な事業等を行う。

2 地域づくりに資する人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 地域づくりリーダーの育成	協働によるまちづくりを推進するため、地域づくりリーダーの育成について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、地域づくりリーダーの育成に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、地域づくりリーダーの育成に必要な事業等及び支援を行う。

3 圏域の情報連携

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域の情報連携の推進	圏域に広く情報提供できるよう、情報連携の推進について、甲と乙が連携して事業等を行う。	甲は、乙及び関係機関・団体等と連携し、圏域の情報連携の推進に必要な事業等及び支援を行う。	乙は、甲及び関係機関・団体等と連携し、圏域の情報連携の推進に必要な事業等及び支援を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年1月27日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 宮原 義久

乙 西諸県郡高原町大字西麓899番地
高原町
高原町長 高妻 経信

にしろ定住自立圏共生ビジョン

令和5年3月発行

発行 小林市

〒886-8501

小林市細野300番地

編集 小林市 企画政策課